

**第4期川辺町地域福祉計画
【素案】**

**令和7年（2025年）2月
川辺町**

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1 地域福祉、地域共生社会とは..... | 1 |
| 2 計画策定の目的..... | 2 |
| 3 計画の位置づけと法的根拠..... | 3 |
| 4 SDGsとの関係..... | 5 |
| 5 計画期間..... | 6 |
| 第2章 川辺町の状況..... | 7 |
| 1 人口の推移と人口構成..... | 7 |
| 2 世帯の状況..... | 9 |
| 3 支援が必要な人の状況..... | 10 |
| 4 住民意識の状況..... | 15 |
| 第3章 計画の基本理念と基本目標..... | 21 |
| 1 基本理念..... | 21 |
| 2 基本目標..... | 22 |
| 3 施策体系..... | 23 |
| 第4章 地域福祉の展開..... | 24 |
| 基本目標1 福祉の心を育むひとづくり..... | 24 |
| 基本目標2 みんなで支え合う地域づくり..... | 28 |
| 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり..... | 32 |
| 基本目標4 包括的な支援のための仕組みづくり..... | 36 |
| 第5章 重層的支援体制整備事業..... | 40 |
| 1 重層的支援体制整備事業の実施..... | 40 |
| 2 重層的支援体制整備事業の推進体制..... | 43 |
| 第6章 成年後見制度利用促進計画..... | 44 |
| 第7章 再犯防止推進計画..... | 50 |
| 第8章 自殺対策計画..... | 52 |
| 第9章 計画の推進体制..... | 64 |
| 1 協働による計画の推進..... | 64 |
| 2 計画の進捗管理..... | 64 |

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉、地域共生社会とは

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関等が相互に助け合うことのできる関係やそのための仕組みをつくることです。

地域福祉を推進することで普段の生活の中で感じるちょっとした不安や困りごとを、地域住民の協力や社会福祉に携わる団体、機関等との関係性の中で解決することができ、誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることにつながります。

(2) 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、「支え手側」と「受け手側」というこれまでの固定した役割分担を超え、住民がその人に応じた役割を持ち、地域の関係団体等とつながりながら、支えあう地域社会のことです。

全国的に少子高齢化や家族形態の多様化、人々の価値観や意識の変化によって、今までの高齢者、障がい者、子どもなど対象ごとに分かれた支援制度の対応では難しい、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間(これまでの制度で対象とならなかった課題)」、「多様化・複雑化した福祉ニーズ」もみられるようになりました。このような状況の中で、分野を超えてつながり、様々な困難に直面した場合でもお互いが認め合いながら支え合える関係性を再構築することが重要になってきます。

このような社会情勢を背景として、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が必要となっています。

2 計画策定の目的

全国的に、高齢化の進展や複合的な福祉課題、制度の狭間の問題の顕在化など、福祉に関する課題は深刻化・多様化しています。このような中、国においては平成28年（2016年）6月に公表された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

川辺町（以下、「本町」という。）では、これまで3期にわたり「地域福祉計画」を策定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた地域福祉施策を推進してきました。一方で、全国と同じく、少子高齢化の進展や、近所付き合いの希薄化などを背景に、地域における福祉問題は多様化・複雑化しています。それにともない、福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような変化に対応しつつ、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本とした「顔の見える関係づくり」「助け合い、支え合いの社会」「地域の問題を解決できる仕組みづくり」をそれぞれ進めていく必要があります。

また、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関などがそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくっていくとともに、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関間の連携を強化し、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域包括ケア」の視点を踏まえて、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々の福祉の推進を図っていくことが重要となります。

以上のことを踏まえ、住民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた理念や方向性を示すことを目的に「第4期川辺町地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

3 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。また、本計画では、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「自殺対策計画」を包含し、多様化する課題に対応した計画とします。

◆地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものです。

■社会福祉法第 107 条（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

◆成年後見制度利用促進計画

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項の規定に基づく計画で、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利擁護の実現を図るべく、成年後見制度の利用促進を目指すものです。

◆再犯防止推進計画

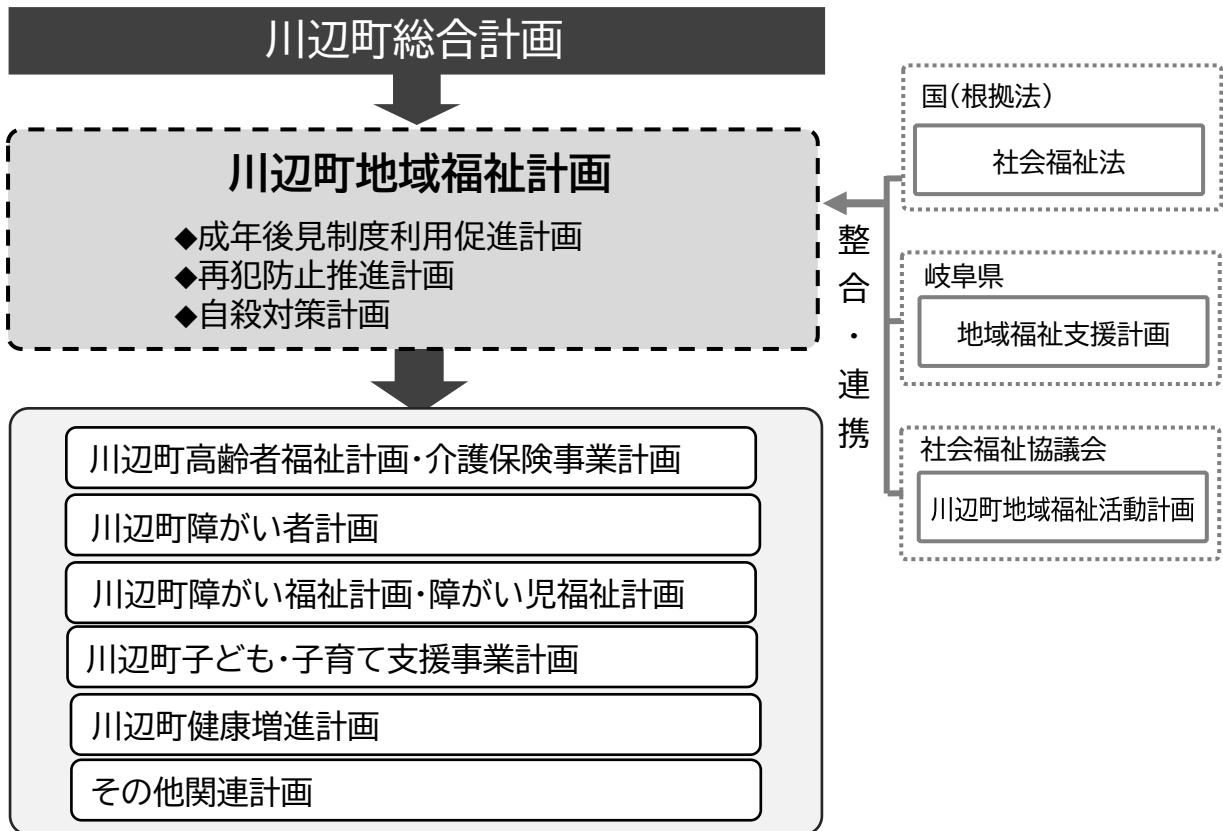
「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条の規定に基づく計画で、地方再犯防止推進計画として位置づけられ、再犯を防止するための取り組みを推進するものです。

◆自殺対策計画

「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項の規定に基づく計画で、自殺に追い込まれつつある人が前向きに生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む「生きることの包括的な支援」を通じ、地域全体で自殺対策に取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。

策定にあたっては、上位計画である総合計画や、その他関連計画の整合性を図るとともに、国の動向や県の地域福祉支援計画等を踏まえながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。

■計画の位置づけ



4 SDGsとの関係

平成27年（2015年）9月の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットが示されました。持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現される未来に向けて、「持続可能な開発目標（SDGs）」に関する取り組みが求められています。

本計画においても、特に関連性の高い目標を取り上げ、基本理念の実現とともに、SDGs項目の達成を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間とします。なお、社会情勢などに対応するため、計画期間の途中であっても必要に応じて見直しを行います。

| | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | | |
|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|---|--|
| 総合計画 | 第5次 | | | | | | 第6次 | | | | | |
| 地域福祉計画 | 第3期 | | | | 第4期 | | | | | | | |
| 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 | 第8期 | | | 第9期 | | | 第10期 | | … | | | |
| 障がい者計画 | 第3期 | | | 第4期 | | | | | | … | | |
| 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 | 第6期・第2期 | | | 第7期・第3期 | | | 第8期・第4期 | | … | | | |
| 子ども・子育て 支援事業計画 | 第2期 | | | | 第3期 | | | | | | … | |
| 健康増進計画 | 第2次 | | | | 第3次 | | | | | | | |

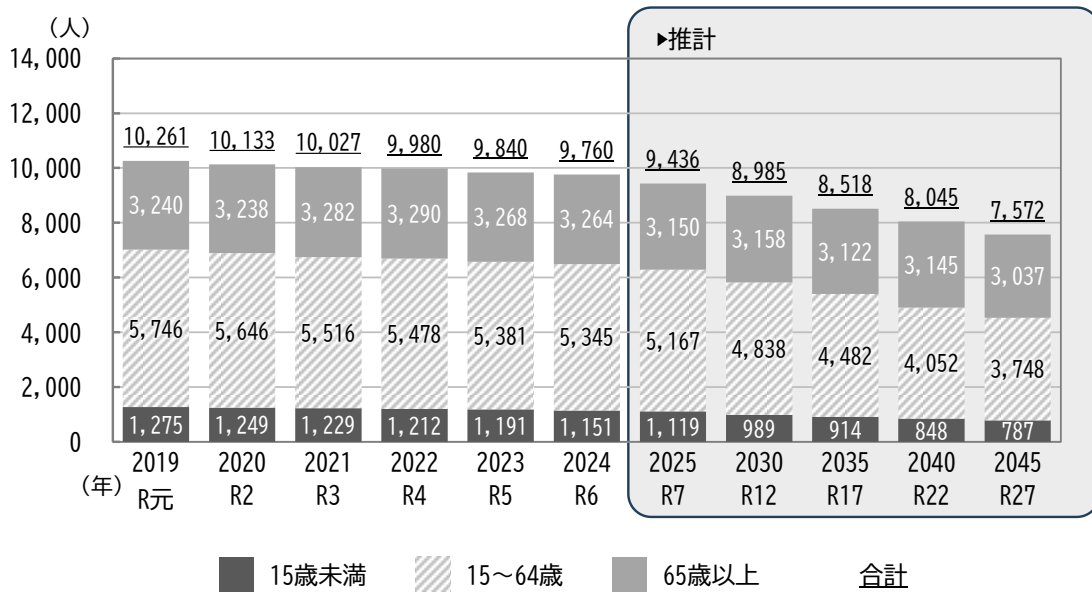
第2章 川辺町の状況

1 人口の推移と人口構成

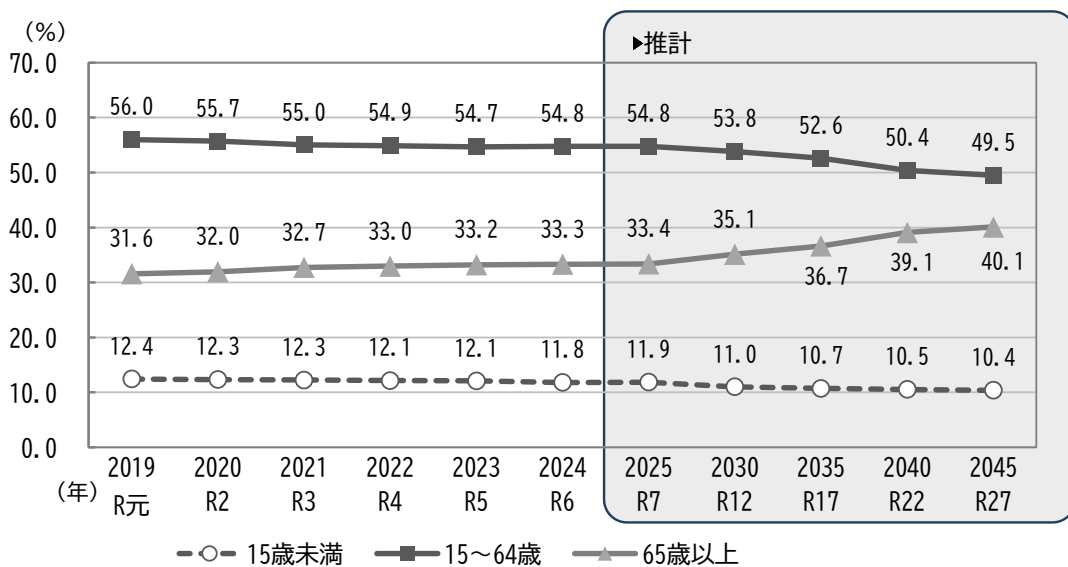
(1) 年齢3区分別人口

年齢3区分別の人口推移と推計をみると、本町の人口は今後も減少していくことが見込まれます。人口割合をみると、65歳以上人口の割合が増加し、令和27年(2045年)には40%を超える見込みとなっています。

■年齢区分別の人口の推移と推計



■年齢区分別の人口割合の推移と推計

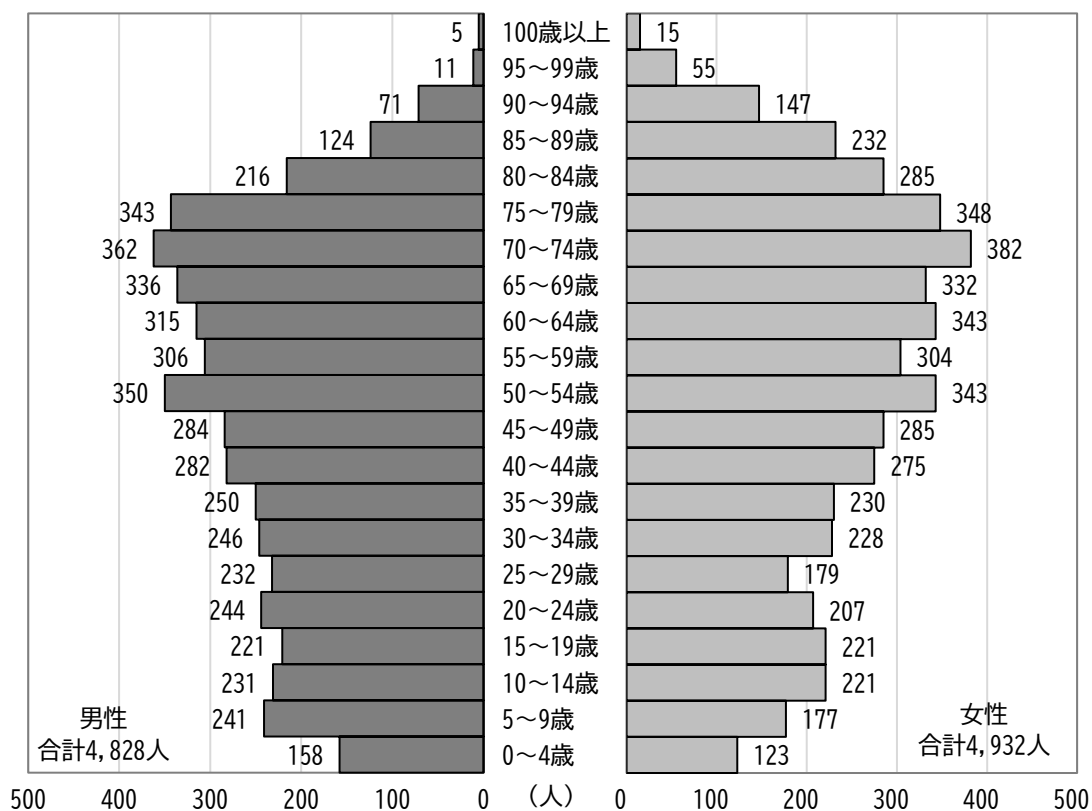


(上図・下図) 資料：令和6年(2024年)までは「川辺町住民課(各年10月1日現在)」
 令和7年(2025年)以降は「国立社会保障・人口問題研究所」
 ※川辺町第5次総合計画で掲げる将来人口目標とは数値が異なります。

(2) 人口ピラミッド

令和6年(2024年)10月1日時点の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに70～74歳の人口が最も高くなっています。

■人口ピラミッド(令和6年(2024年)10月1日時点)



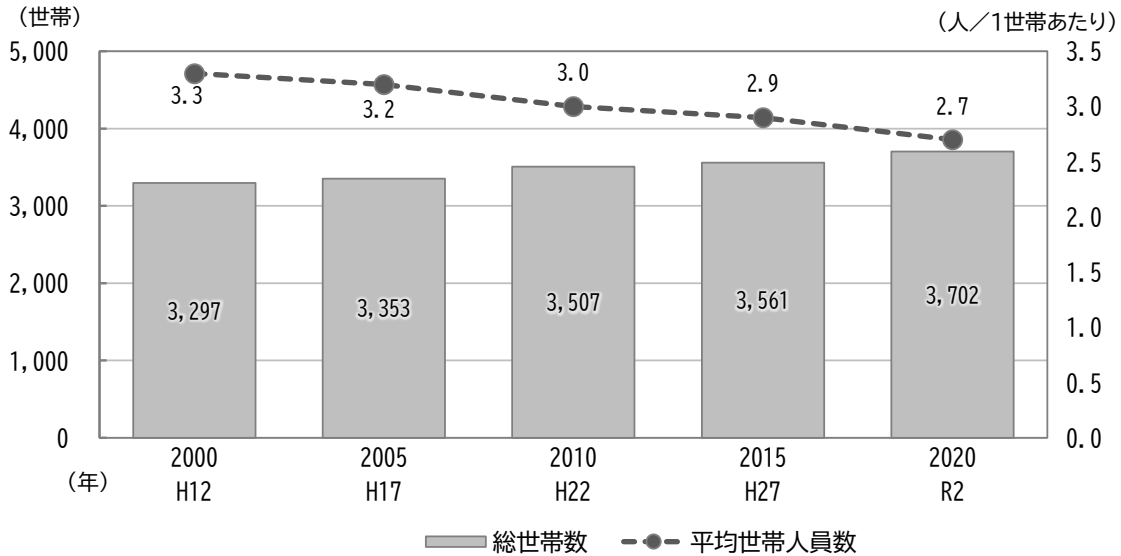
資料：住民基本台帳

2 世帯の状況

(1) 総世帯数と平均世帯人員数

総世帯数と平均人員の推移をみると、世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020年)では3,702世帯となっています。平均世帯人員数は減少傾向にあり、令和2年(2020年)では2.7人となっています。

■総世帯数と平均世帯人員数の推移

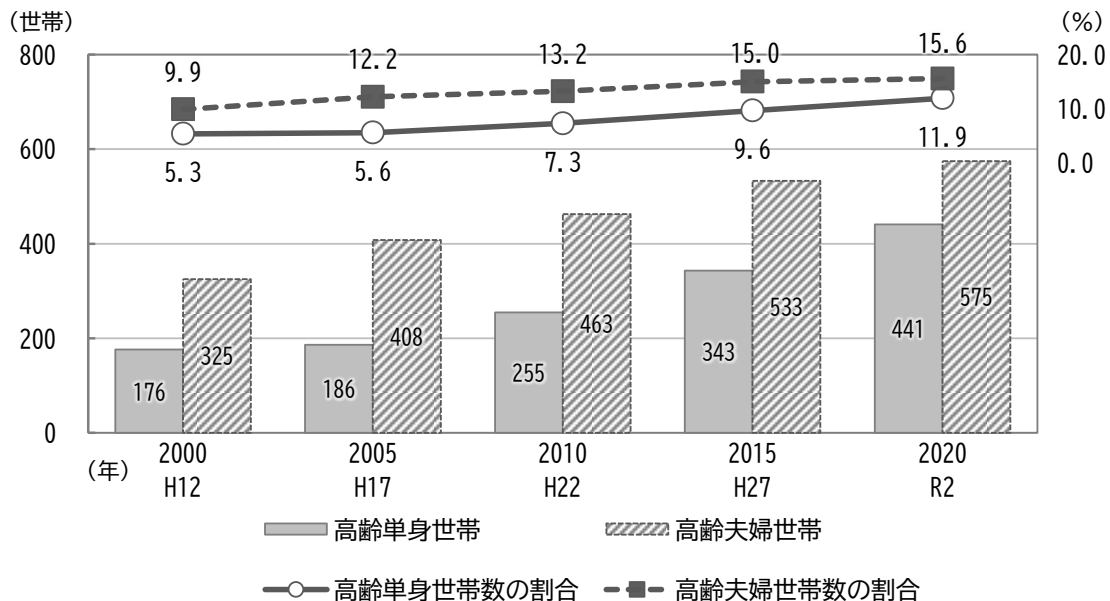


資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加傾向にあります。

■高齢者世帯数及び割合の推移



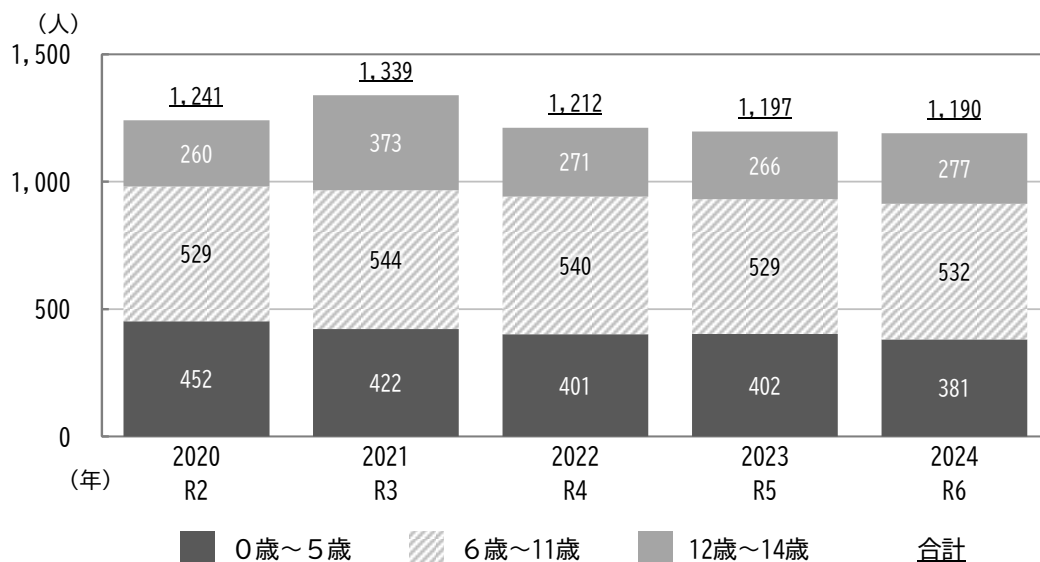
資料：国勢調査（各年10月1日）

3 支援が必要な人の状況

(1) こども・子育ての状況

こども人口の推移をみると、令和3年（2021年）以降、減少傾向にあり令和6年（2024年）では、合計で1,190人となっています。

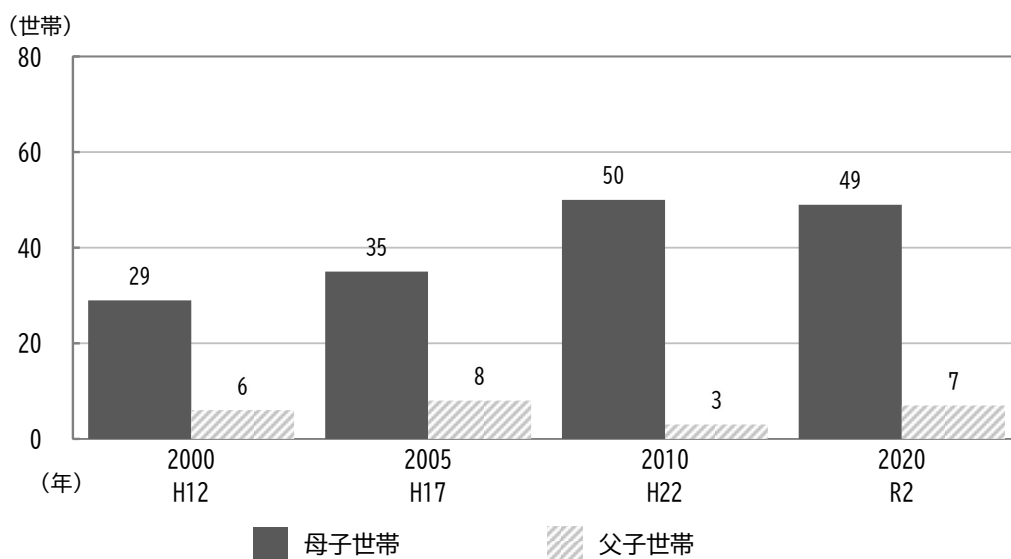
■こども人口の推移



資料：統計でみる川辺町（各年4月1日）
 ※令和6年（2024年）の数値は住民基本台帳

ひとり親世帯数の推移をみると、おおむね増加傾向にあり、特に母子世帯が多くなっています。

■ひとり親世帯数の推移

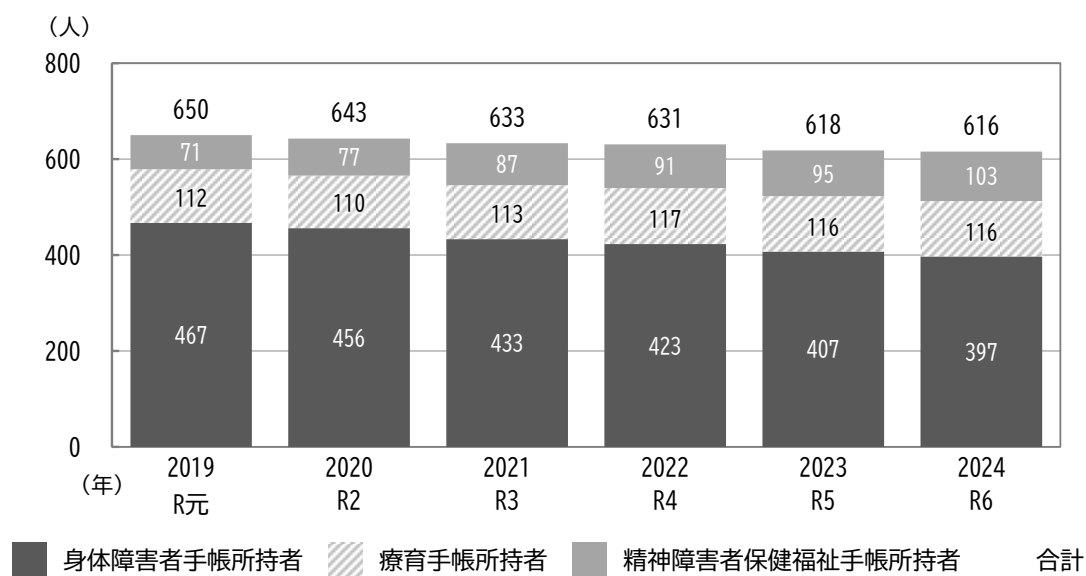


資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 障がい者の状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、令和元年(2019年)から令和6年(2024年)にかけて減少傾向にあります。令和6年(2024年)では、合計で616人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は年々減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しています。

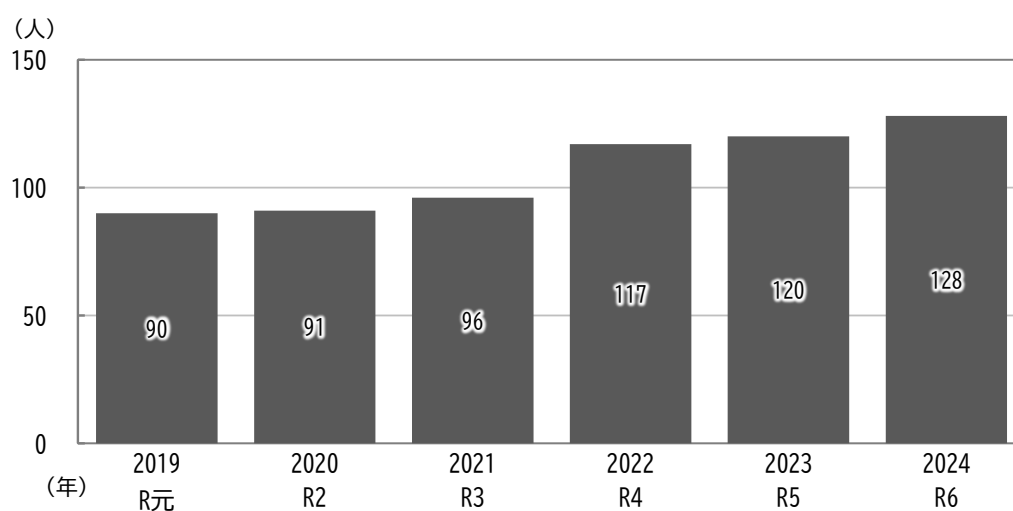
■障がい者手帳所持者数の推移



資料：統計でみる川辺町（各年3月31日）
 ※令和6年(2024年)の数値は健康福祉課調べ

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和6年(2024年)では128人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

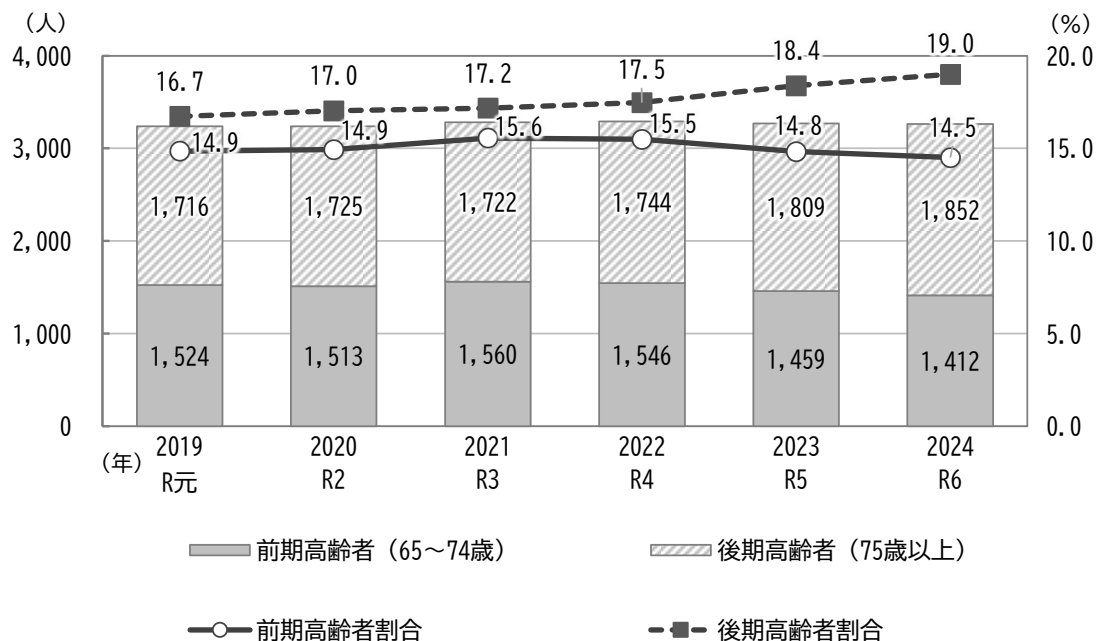


資料：川辺町健康福祉課（各年3月31日）
 ※令和6年(2024年)の数値は健康福祉課調べ

(3) 高齢者の状況

前期高齢者と後期高齢者の推移をみると、後期高齢者数及び割合は年々増加しています。前期高齢者数及び割合は、令和4年（2022年）以降、減少傾向にあります。

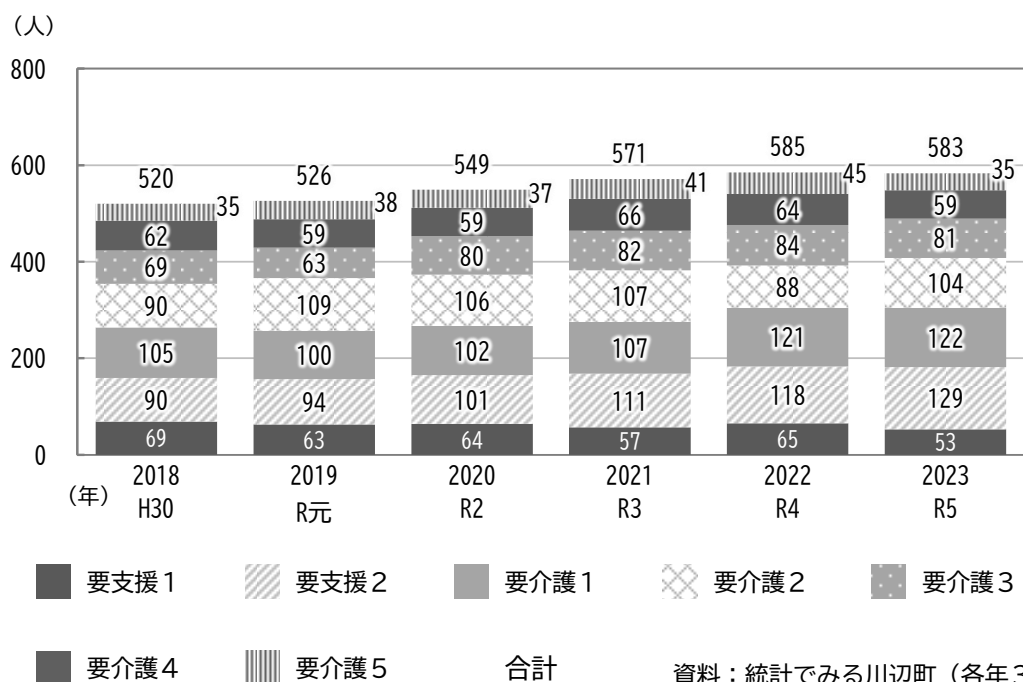
■前期高齢者と後期高齢者の推移



資料：統計でみる川辺町（各年10月1日）
※令和6年（2024年）の数値は住民基本台帳

要介護認定者数の推移をみると、要支援1から要介護1までの軽度者が多くなっています。

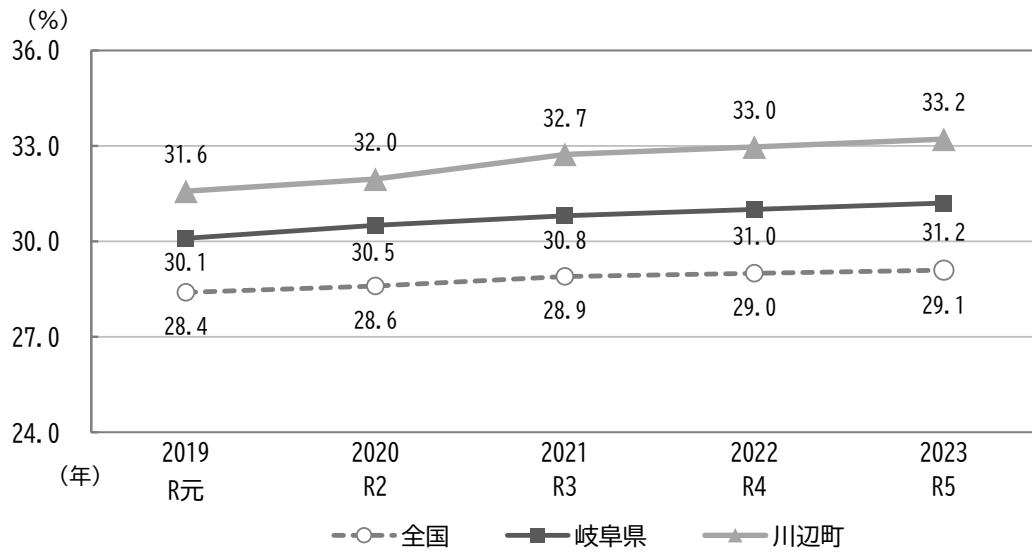
■要介護認定者数の推移



資料：統計でみる川辺町（各年3月31日）
※令和5年（2023年）の数値は健康福祉課調べ

高齢化率の推移をみると、全国、岐阜県と比較して高い水準で推移しています。

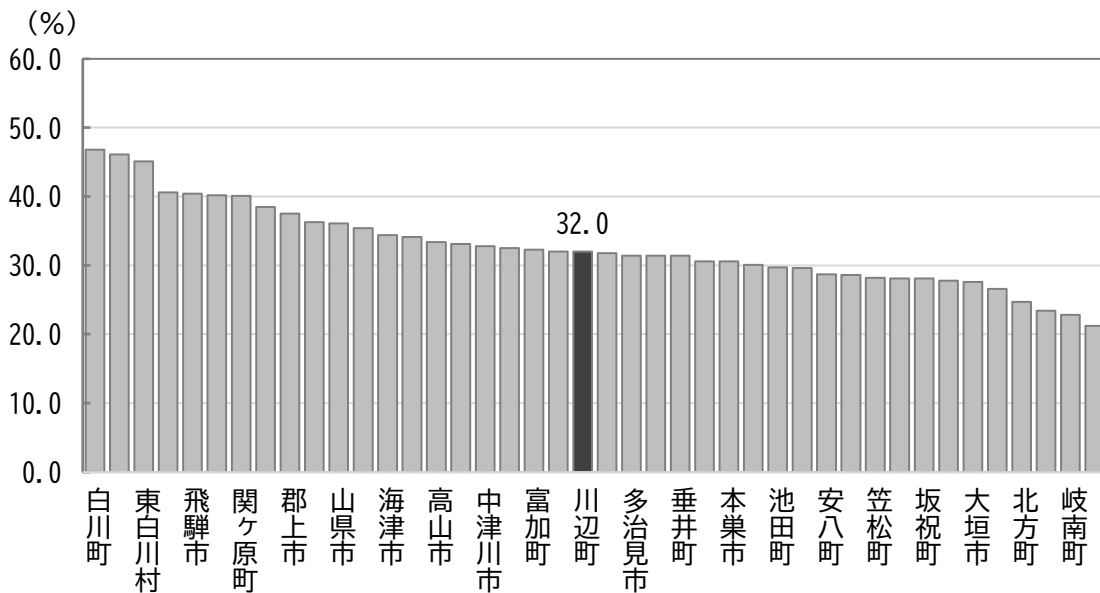
■高齢化率の推移（全国・岐阜県比較）



資料：総務省統計局「人口推計」（各年10月1日）

岐阜県内42市町村の高齢化率をみると、本町は土岐市と同列で20番目に高い結果となっています。

■岐阜県内42市町村の高齢化率（令和2年）

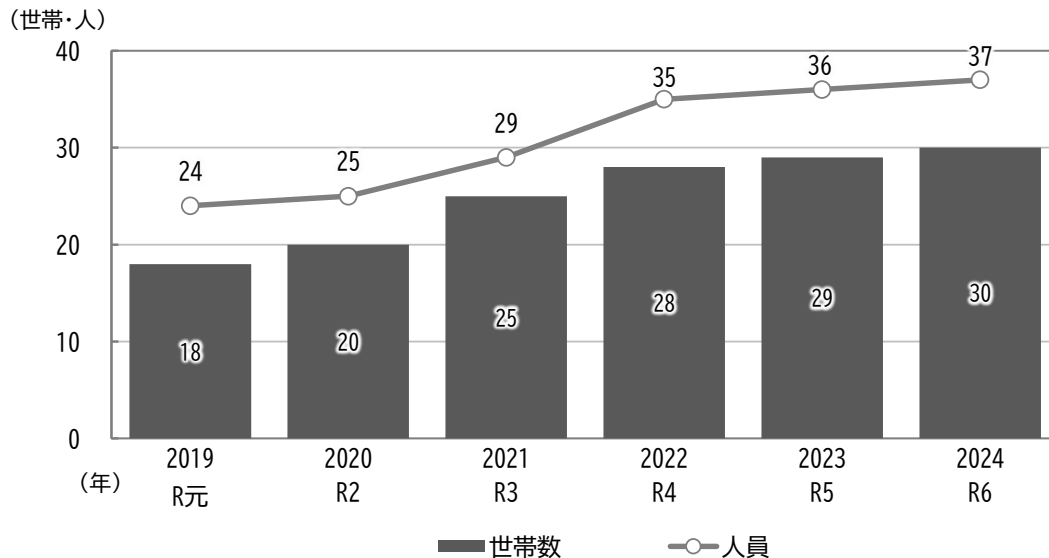


資料：国勢調査

(4) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和6年(2024年)では、30世帯37人となっています。

■生活保護世帯・人員数の推移

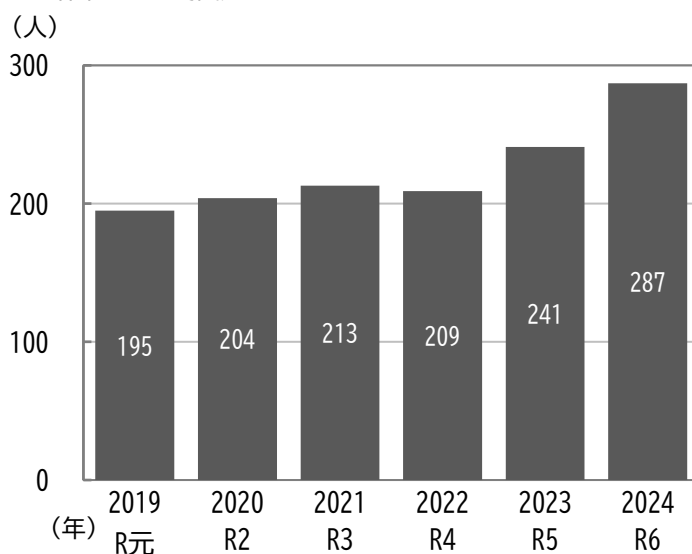


資料：統計でみる川辺町（各年4月1日）
※令和6年(2024年)の数値は可茂県事務所福祉課調べ

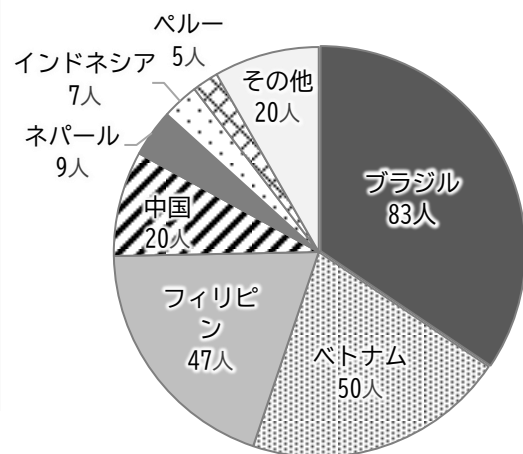
(5) 外国人人口の状況

外国人登録人口の推移をみると、外国人人口は増加傾向にあり、令和6年(2024年)では、287人となっています。

■外国人人口の推移



■国籍別外国人人口(令和5年(2023年)4月1日時点)



資料：統計でみる川辺町（各年4月1日）
※令和6年(2024年)の数値は住民基本台帳

資料：住民基本台帳

4 住民意識の状況

(1) 各種アンケート調査の結果

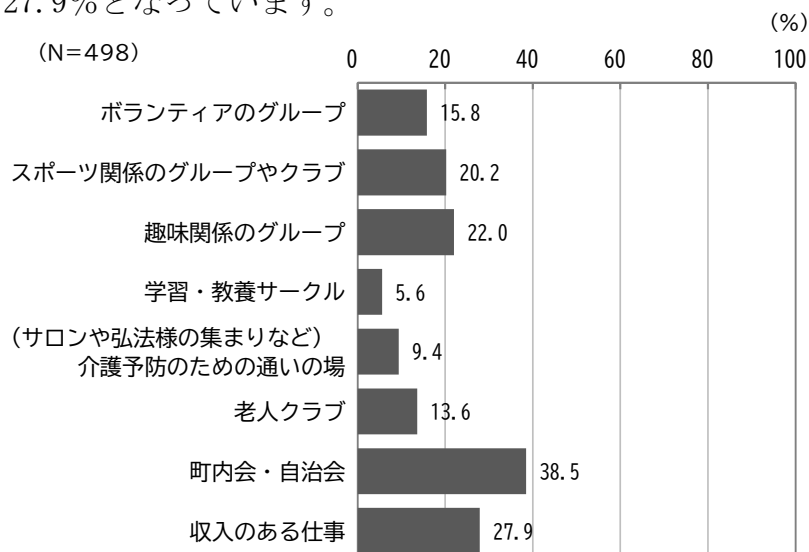
令和5年度（2023年度）に実施した高齢者対象のアンケート、障がい者対象のアンケートより、地域福祉にかかわる現状を抜粋して整理しています。地域の課題や地域活動の実態に関する結果は以下の通りです。

■アンケート調査の概要

| | | |
|--------|-------|-----------------------------|
| 高齢者対象 | 調査対象者 | 町内在住の65歳以上の方で、要介護認定を受けていない方 |
| | 調査期間 | 令和5年（2023年）2月4日～2月22日 |
| | 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| | 回収結果 | 回収数：498件／700件 回収率：71.1% |
| 障がい者対象 | 調査対象者 | 町内在住の障害者手帳所持者 |
| | 調査期間 | 令和5年（2023年）2月6日～2月20日 |
| | 調査方法 | 郵送配布・郵送回収 |
| | 回収結果 | 回収数：302件／551件 回収率：54.8% |

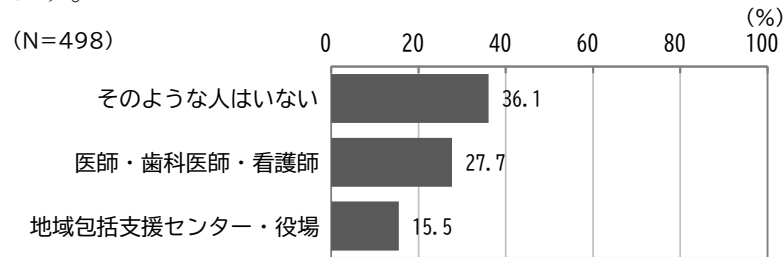
① 各種活動への参加状況（高齢者）

各種活動の参加状況をみると、「町内会・自治会」が38.5%と最も高く、次いで収入のある仕事が27.9%となっています。



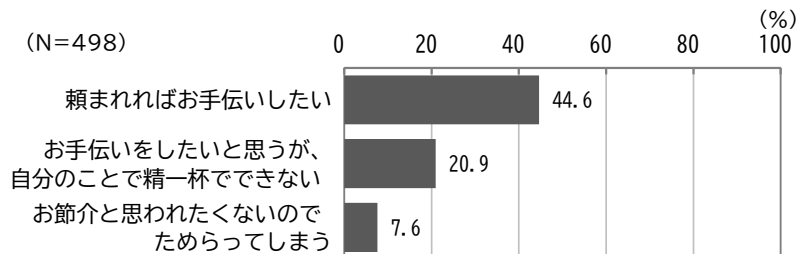
② 家族や友人・知人以外の相談相手※上位3位（高齢者）

家族や友人・知人以外の相談相手を見ると、「そのような人はいない」が36.1%と最も高くなっています。



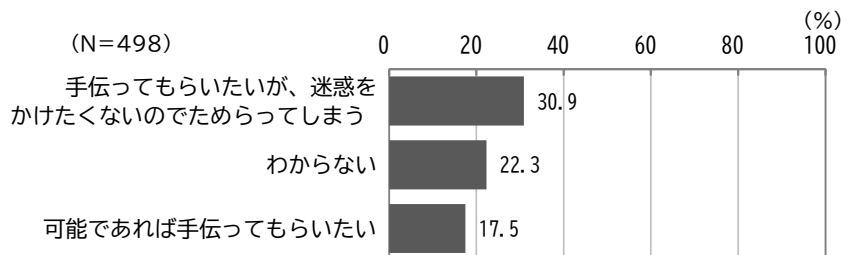
③ 地域で困っている世帯への対応※上位3位（高齢者）

地域で困っている世帯への対応を見ると、「頼まれればお手伝いしたい」が44.6%と最も高くなっています。



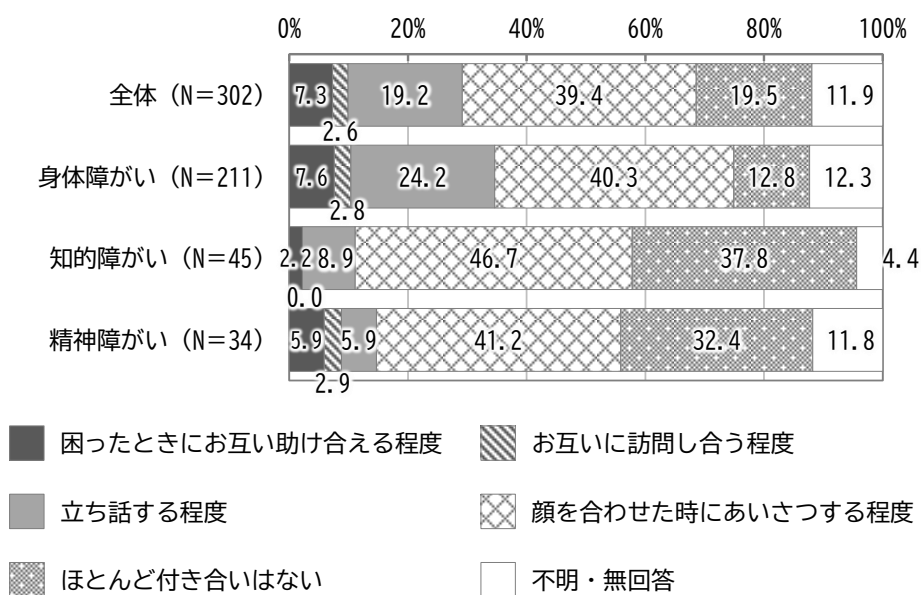
④ 生活で手助けが必要になったとき、隣近所や地域の人から手助けしてもらいたいか※上位3位（高齢者）

生活で手助けが必要になったとき、隣近所や地域の人から手助けしてもらいたいかを見ると、「手伝ってもらいたいが、迷惑をかけたくないのでためらってしまう」が30.9%と最も高くなっています。



⑤ 近所付き合いの程度（障がい者）

近所付き合いの程度をみると、知的障がい、精神障がいでは「ほとんど付き合いはない」が3割以上と高くなっています。



⑥ 地域で生活するための支援※上位3位（障がい者）

地域で生活するための支援をみると、すべての障がいにおいて「経済的な負担の軽減」が最も高くなっています。一方で、知的障がいでは、「就労の場の充実」や「地域住民など周囲の理解・支援」といった項目も高くなっています。

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|---------------|---|---|--|
| 全体 (N=302) | ・経済的な負担の軽減 (43.4%) | ・必要な在宅サービスが利用できること (33.1%) | ・在宅で医療ケアなどが受けられること (27.5%) |
| 身体障がい (N=211) | ・経済的な負担の軽減 (44.5%) | ・必要な在宅サービスが利用できること (35.5%) | ・在宅で医療ケアなどが受けられること (32.7%) |
| 知的障がい (N=45) | ・就労の場の充実 (48.9%) ・経済的な負担の軽減 (48.9%) ・地域住民など周囲の理解・支援 (48.9%) | ・障がい者に適した住居の確保 (35.6%) | ・教育・療育・保育期間の確保や充実 (33.3%) ・コミュニケーションについての支援 (33.3%) |
| 精神障がい (N=34) | ・経済的な負担の軽減 (44.1%) | ・障がい者に適した住居の確保 (23.5%) ・必要な在宅サービスが利用できること (23.5%) ・相談窓口等の充実 (23.5%) | ・地域住民など周囲の理解・支援 (20.6%) |

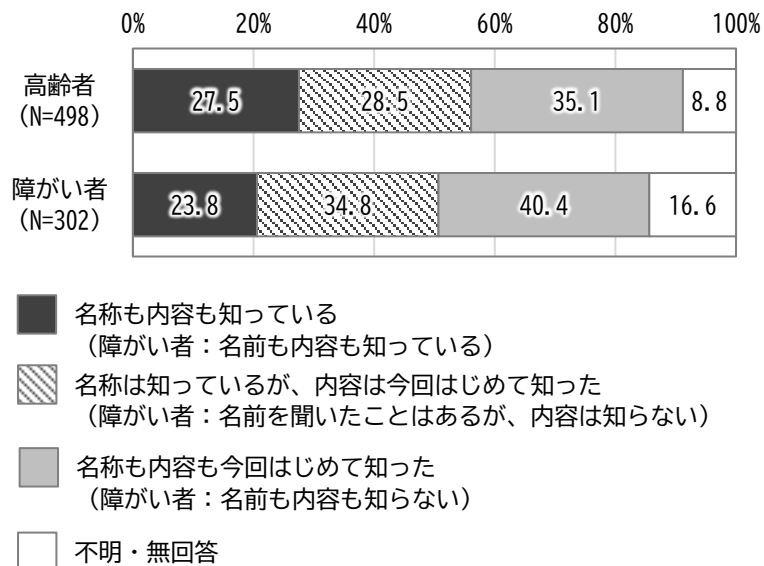
⑦ 「障がい」に対する住民の理解を深めるために必要なもの※上位3位
(障がい者)

「障がい」に対する住民の理解を深めるために必要なものをみると、「障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が高くなっている中で、精神障がいでは、「わからない」が高くなっています。また、「学校における福祉教育の充実」もそれぞれ上位にあがっています。

| | 1位 | 2位 | 3位 |
|------------------|--|---|--|
| 全体 (N=302) | ・障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (28.1%) | ・学校における福祉教育の充実 (21.5%) | ・わからない (21.2%) |
| 身体障がい (N=211) | ・障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (29.9%) | ・学校における福祉教育の充実 (20.4%) ・わからない (20.4%) | ・障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進 (16.6%) |
| 知的障がい (N=45) | ・障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (40.0%) ・学校における福祉教育の充実 (40.0%) | ・障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (26.7%) | ・わからない (17.8%) |
| 精神障がい (N=34) | ・わからない (29.4%) | ・学校における福祉教育の充実 (20.6%) ・障がいに関する講演会や学習会の開催 (20.6%) ・障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (20.6%) | ・障がいや障がいのある人の福祉についての関心や理解を深めるための啓発 (14.7%) ・障がいのある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成への支援 (14.7%) |

⑧ 成年後見制度の認知度 (高齢者・障がい者)

成年後見制度の認知度をみると、「名称も内容も今回はじめて知った (障がい者：名前も内容も知らない)」が高齢者、障がい者ともにそれぞれ最も高くなっています。



※高齢者対象調査と障がい者対象調査で選択肢が異なります。障がい者対象調査の選択肢は（ ）内に記載しています。

⑨ アンケート調査で寄せられた声

各種アンケート調査で寄せられた声をまとめました。



地域活動への参加に関して、高齢になり知人や友人がいなくなり、参加しても楽しくないと感じる。
病気や体力的な面から参加する気力がない。

家族が障がいの関わり方について学べる場などがあると良い。同じ立場の親同士が交流できると嬉しい。



車いすマークの駐車スペースに障がい者以外の方が停めているから、なかなか車が停められない。

どのようなサービスが受けられるかの情報が得られない。
自分（家族や介護者）が積極的に動いて調べないと分からない。



各障がいに合った職場を拡大し、しっかりした収入を確保できるようにしてほしい。
職場内での障がいの理解を深めてほしい。

小中学生向けの町の行事は、各学校を通してお知らせが配布されるが、特別支援学校に通学している子どもたちには配布されない。配布されると「うちも参加してもいいんだ」と思うことができ、疎外感を感じにくくなると思う。



(2) 団体ヒアリング調査の結果

本計画策定にあたり、町内で活動している団体の皆様の地域福祉に対する考え方や地域の課題、地域活動等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言をお伺いし、計画策定に向けた基礎資料とすることを目的にヒアリング調査を実施しました。

本町で身近に感じている課題や希望することは以下のとおりです。

■地域で身近に感じている課題や本町に希望すること（一部抜粋）

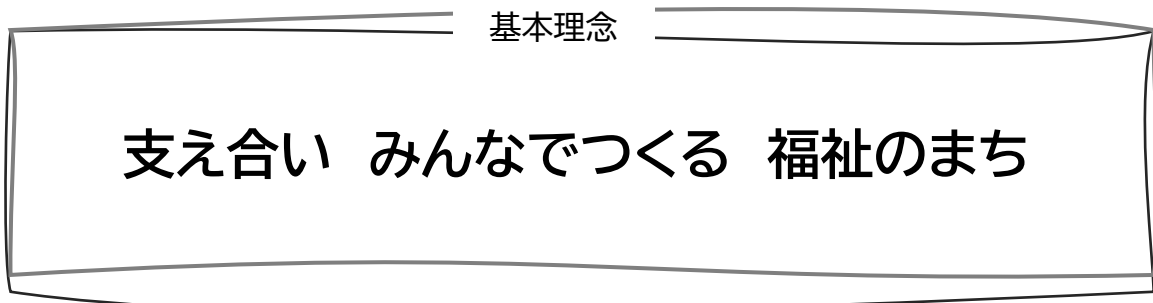
| 区分 | 内容 |
|---|--|
| 福祉に関する 情報発信 | きめ細かな情報発信のため、町の無線放送を充実させていく必要があると思います。例えば、住民が知りたい内容をわかりやすく伝えるための内容の検討など。 |
| 地域の担い手 づくり | 町内外で担い手づくりやリーダー研修等が開催されています。そういった研修会が増えると地域の担い手の活性化につながるのではないかと考えます。 |
| | 60代、70代の高齢者が担い手になれるような活動ができると良いと思います。何かメリットがあるような活動内容だと主体的に活動に参加してくれるのではないかと考えます。 |
| | ボランティアの担い手の高齢化が課題だと感じます。 |
| | 自治会にて福祉委員を選出することで、自治会に加入している人は地域課題を自分事ととらえてくれるのではないかと考えます。 |
| | 地域の担い手を増やすためには、地域課題や担い手の活動について地域住民の理解を得ることで、担い手になるためのハードルを低くすることが重要だと考えます。 |
| 地域のミニ集会（行政職員等と語る会等）のような地域住民の声を聴く機会をつくるとよいと思います。 | |
| 身近な場所での 相談窓口 | 福祉バスの利用ができる地区の方は相談できるが、運転ができない、公共交通機関が身近にないといった交通弱者は、相談の場までいけないため、直接自宅に訪問したり、集会等で集まった時に相談できる出前相談などがあるとよいと思います。 |
| 高齢者の介護や 見守りなど | 一人暮らし高齢者に訪問しようとしたが、警戒され応答してもらえないことがありました。 |
| | 高齢者を見守る回数や関わる人を増やすとよいと思います。 |
| | 高齢者の見守りだけでなく、高齢者の話や相談を傾聴し、支援につながれるとよいと考えます。 |
| 防犯・防災 | 定期的にミニ研修の場があるとよいです。また、研修の内容を地域でも充実させていけるとよいと思います。 |
| | 各組織、関係機関との協力関係をつくっていくことで効果的な防犯・防災対策につながると考えます。 |

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

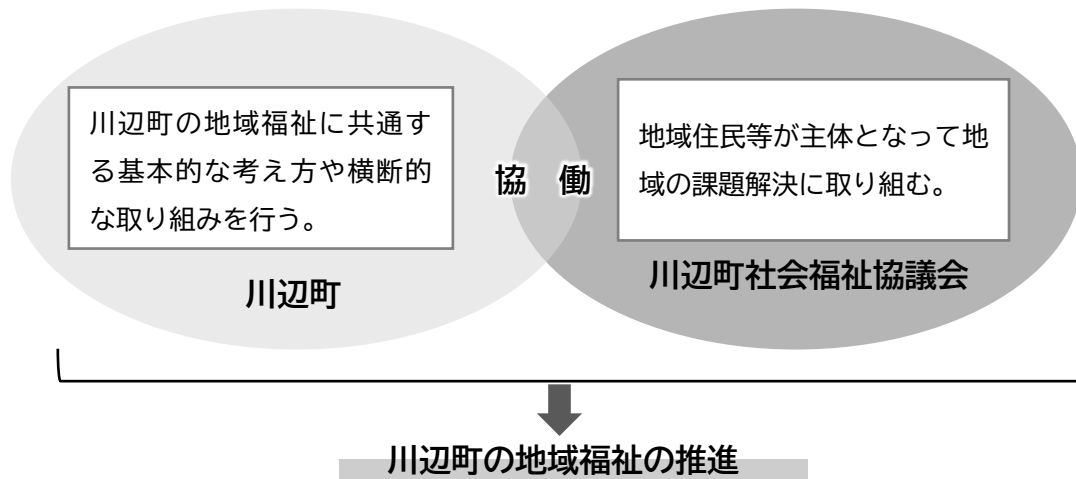
第3期川辺町地域福祉計画では、「支え合い みんなでつくる 福祉のまち」という基本理念のもと、地域住民や社会福祉に携わる団体、機関、行政等が協働し、地域を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、誰もが笑顔でいきいきと暮らしていけるようまちづくりを推進してきました。

本計画では、第3期川辺町地域福祉計画の基本理念を継承し、本町の地域福祉のさらなる充実と地域共生社会の実施をめざします。



社会福祉協議会との連携について

行政は、互助や共助を支援していく役割を担っている一方で、町社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場になります。このことから町と町社会福祉協議会は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取り組みが不可欠です。



2 基本目標

基本目標 1 福祉の心を育むひとづくり

地域福祉の推進にあたり、活動の土台になるものは地域における「ひと」です。地域住民一人ひとりが、人権を尊重し合い、やさしさを持って支え合える「ひとづくり」が重要です。

子どもから高齢者まで福祉教育を推進し、住民の福祉意識の醸成を図ります。また、住民主体の福祉活動の活性化を促進します。

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

地域において、支援が必要な人と手助けができる人を結びつける仕組みづくりが重要です。

地域住民が性別や年代に関わらず、多様な人と交流し、支え合う関係づくりを促進します。また、防犯・防災体制を整備し、安心・安全に地域で暮らすことのできる環境を整えます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが安心して暮らせるためには、困難を抱える人のための居場所づくりやそれぞれの支援ニーズに対応できるよう福祉サービスの充実が重要です。

福祉サービスを充実するとともに、支援が必要な人が適切なサービスを利用できるよう情報提供の充実を図ります。また、居場所の提供やユニバーサルデザインのまちづくりにより誰もが安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標 4 包括的な支援のための仕組みづくり

多様化、複雑化した課題に対応するためには、高齢、障がい、子どもなどの分野を超えた連携が重要です。

行政だけでなく、地域や福祉サービス提供事業所、関係団体等と連携を図り、支援が必要な人を適切な支援につなげるための体制整備を行います。また、包括的な相談支援の充実により、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指します。

3 施策体系

基本理念
支え合い みんなでつくる 福祉のまち

| 基本目標 | 基本施策 | 具体的な取り組み |
|--------------------------------|---------------------------|---|
| 基本目標 1 福祉の心を育む ひとづくり | 1 住民の「福祉の心」の育成 | (1)福祉教育の推進 (2)広報などを利用した周知・啓発の推進 |
| | 2 ボランティア活動の促進 | (3)ボランティアに関する情報提供の充実 (4)ボランティアの育成 (5)ボランティア団体への支援 |
| | 3 地域活動団体の活性化 | (6)地域活動団体が活動しやすい仕組みづくり (7)民生委員・児童委員への活動支援 (8)団体間の連携の強化 |
| 基本目標 2 みんなで支え合う 地域づくり | 1 住民同士の交流の促進 | (9)交流の場の充実 (10)地域における助け合い活動の促進 |
| | 2 防犯・防災体制の整備 | (11)災害時や緊急避難体制の充実 (12)防犯対策の強化 (13)地域ぐるみの支援 |
| 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる 環境づくり | 1 福祉サービスの充実 | (14)子育て支援、障がい者（児）福祉、高齢者福祉・介護保険の充実 (15)日常的なことを支援するサービスの充実 (16)適切なサービス選択への支援 (17)虐待防止体制の整備 |
| | 2 地域の居場所づくり | (18)身近な居場所づくり (19)多様な居場所づくり |
| | 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり | (20)人に優しい建築物や道路、公園などの公共空間の整備 (21)ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発と情報提供の推進 |
| 基本目標 4 包括的な支援のための 仕組みづくり | 1 相談窓口の充実 | (22)相談内容に応じた適切な相談窓口の設置、相談体制の充実 (23)生活困窮者への支援 (24)身近な地域における相談支援の充実 (25)相談機関等の周知 (26)関係部局との連携 |
| | 2 行政、地域、福祉サービス提供事業所との連携 | (27)地域活動団体や福祉サービス提供事業所等の協働に向けた支援 (28)住民主体のまちづくりに向けた住民参画の促進 (29)社会福祉協議会との連携 |

第4章 地域福祉の展開

基本目標 1 福祉の心を育むひとづくり

基本施策 1 住民の「福祉の心」の育成

現状・課題

- 社会情勢の変化や本町における人口減少、少子高齢化の状況を踏まえると、今後支援を必要とする人が増加していくことが見込まれており、地域での支え合いがこれまで以上に重要となります。
- このような状況に対し、地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性、地域組織等の役割についてより多くの住民に理解してもらい、「福祉の心」を育成し、地域福祉活動に参加・参画してもらうための情報発信や啓発の工夫などが必要です。
- 「福祉の心」を育成するためには子どもの頃からの教育が重要となります。令和5年（2023年）に実施した障がい者対象のアンケートによれば、住民の障がい理解を深めるために必要なものとして「学校における福祉教育の充実」が各障害者手帳所持者それぞれ上位3位以内にあげられ、子どもの頃からの福祉教育の充実が求められています。

施策の方向性

地域住民一人ひとりが福祉についての意識を深め、互いに理解し合い、互いに支え合えるまちの基盤づくりを推進します。

■具体的な取り組み

1 | 福祉教育の推進【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

- 社会福祉協議会と連携し、学齢期からの福祉教育を推進します。
- 次代を担う子どもたちがボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、社会福祉協議会と学校が連携し、ワークキャンプ、出前授業や福祉施設との交流事業などの福祉に関する学習・体験機会を提供します。

2 | 広報などを利用した周知・啓発の推進【健康福祉課・企画課】

取り組み内容

- 町広報紙や社会福祉協議会だより、町ホームページやSNSなど多様な媒体を活用し、住民の福祉意識を醸成します。

現状・課題

- 地域全体の福祉の力を高める基盤として、ボランティアは重要な活動となります。今後、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯等、支援が必要な人の増加が予測されており、地域全体での支え合い、助け合いの輪を広げるため、地域の支援ニーズを把握し、ボランティア等支援の担い手と結びつけることが必要となります。
- 本町では、社会福祉協議会が中核となり、ボランティア活動の紹介やボランティア保険加入の支援、人材育成などを行っています。
- 団体ヒアリングでは、地域の担い手に関する課題としてボランティア人員の高齢化があげられており、本町の地域福祉活動を担うボランティア人材の確保・育成を進めていく必要があります。

施策の方向性

ボランティア活動の内容やその目的について広く周知するとともに、これまで活動に参加したことがない人でも参加しやすいような環境づくりを進めます。

■具体的な取り組み

| 3 ボランティアに関する情報提供の充実【健康福祉課】 | |
|------------------------------|--|
| | 取り組み内容 |
| | ○ボランティア活動に関心のある人の相談窓口を地域住民へ周知し、ボランティア活動への参加を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要とする人、施設との連絡調整を行うコーディネート機能を強化します。 |
| | ○町広報紙や社会福祉協議会だより、町ホームページやSNSなどを通じ、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。 |
| 4 ボランティアの育成【健康福祉課】 | |
| | 取り組み内容 |
| | ○社会福祉協議会や各種団体と連携し、求められる支援ニーズや社会情勢を踏まえた住民の関心に応じてボランティア活動へのきっかけづくりを行います。 |
| | ○社会福祉協議会を中心にボランティア登録を推進するとともに、活動実践者の発掘に努め、ボランティア活動の情報共有等を行います。 |
| | ○社会福祉協議会を中心にボランティアに関する各種養成講座、研修会などを実施し、地域の様々な生活課題に対応できるボランティア人材を育成します。 |

5 | ボランティア団体への支援【健康福祉課】

取り組み内容

- ボランティア活動団体へ関係機関、関係団体等から配布される福祉関連情報のチラシ、パンフレット、研修等の案内を周知し、団体活動の活性化を支援します。
- 社会福祉協議会を中心に、既存のボランティア団体への新規加入を促すための周知・啓発活動を推進します。

基本施策 3 地域活動団体の活性化

現状・課題

- 本町では、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員、福寿会、障がい者当事者団体など、様々な人材・団体が地域福祉活動を実践しています。
- 民生委員・児童委員は、困難を抱える地域住民に対して、相談や支援につなげるなど地域福祉推進のための重要な役割を果たす存在です。また、身近な地域における住民同士の支え合い、助け合い活動の推進者である福祉委員も各地域におり、高齢化が進むなか、地域の見守り活動などにおいて活動の活性化に期待が寄せられます。
- 活動を継続的に進めていくためには、活動の担い手の確保とともに、活動を活性化していく仕組みづくりが必要となります。また、それぞれの地域活動団体の活性化に加え、団体同士の連携を図り、地域の問題を共有し解決につなげることも重要です。

施策の方向性

社会福祉協議会と連携を図りながら、団体活動について広く周知し、参加を促進します。また、団体間の連携を図ることで、複雑化・多様化した地域課題を早期に発見・解決できる地域づくりを促進します。

■具体的な取り組み

6 | 地域活動団体が活動しやすい仕組みづくり【健康福祉課】

取り組み内容

- 住民に対して団体活動に関する情報を発信するとともに活動事例の紹介等を行い、地域活動団体への加入を促進します。
- 各地域活動団体において、加入メンバーの福祉に関する知識や技術等の向上に向け、研修会や学習の場への参加を促進します。
- 地域における団体活動の活性化に向け、福寿会や岐阜県身体障がい者協会加茂支部川辺分会等への活動支援を行います。

7 | 民生委員・児童委員への活動支援【健康福祉課】

取り組み内容

- 民生委員・児童委員の専門性を高めるため、多様な研修の機会を提供します。また、地域の福祉委員やその他の活動団体、福祉事業所や学校等との連携を促進します。

8 | 団体間の連携の強化【健康福祉課】

取り組み内容

- 福祉活動団体との連絡会や研修・懇談会などにより、団体間の相互協力・連携体制を強化し、福祉に関するネットワーク体制を構築します。

基本目標 2 みんなで支え合う地域づくり

基本施策 1 住民同士の交流の促進

現状・課題

- 全国的に、令和2年度（2020年度）以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために地域の交流事業やイベント等の多くが自粛を余儀なくされました。本町においても同様に、地域のサロン活動やイベント等において交流の機会が減少しました。令和6年度（2024年度）現在において、交流活動は回復しつつありますが、高齢者等の閉じこもりや様々な状況にある人の社会的な孤立に対して、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 令和5年（2023年）に実施した障がい者対象のアンケートによれば、近所付き合い程度として「ほとんど付き合いがない」が全体で約2割、知的障がい、精神障がいそれぞれ約3割と近所付き合いの希薄化が伺えます。
- 令和5年（2023年）に実施した高齢者対象のアンケート調査では、手助けが必要になったときに隣近所や地域の人から手助けしてもらいたいはずのところ、「手伝ってもらいたいが、迷惑をかけたくないのためらってしまう」が約3割と最も多く、遠慮や気兼ね等の意識が助け合い活動を阻害していることが考えられます。
- 隣近所をはじめ、身近な地域住民が、声かけや挨拶などを通じてつながり合える地域づくりを進めていくとともに、住民同士の交流機会の充実や交流の場に参加しやすい環境づくりが求められます。

施策の方向性

地域において交流を深められる場を充実することにより、地域全体で支え合うまちづくりを推進します。

■具体的な取り組み

9 | 交流の場の充実【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

- 高齢者の介護予防・生きがいつくりの拠点としてふれあいいいききサロンが充実するよう、社会福祉協議会と連携して支援を行います。
- 社会福祉協議会とともに、既存サロンの継続と新規サロンの開設に向けて、地域住民と協働して取り組みます。
- 川辺町子育て支援センターや地域活動支援センター（中濃圏域「ひびき」「すいせい」「かざぐるま」）などにおいて、子どもとその保護者、障がいのある人等が交流できる場を提供します。

10 | 地域における助け合い活動の促進【健康福祉課】

取り組み内容

- 日頃から地域で声をかけ合うなど、お互いの存在を認識できるようにし、地域における「顔の見える関係づくり」を促進します。
- 生活支援コーディネーターを中心として、地域で多様な人が集い、地域の生活課題について話し合う場づくりを推進します。
- 社会福祉協議会が実施する地区懇談会など、地域の福祉課題について共有し、住民主体で取り組みを行う活動を支援します。



生活支援コーディネーターとは

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」とは、高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、地域で支え合う体制づくりを進める人のことです。

介護保険法の地域支援事業に位置づけられており、具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行います。

本町では、社会福祉協議会に委託し1名を配置しています。

現状・課題

- 近年の地震災害や風水害の増加・被害の甚大化にともない、災害発生直後の安否確認や被災者の救出など緊急時における地域活動が果たす役割がますます重要となっています。特に、災害時に自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人等については、地域での対象者の把握や避難支援において、平時からの体制づくりが求められます。
- 団体ヒアリングでは、防犯・防災に関する町へ希望することとして研修会の実施が挙げられており、防犯・防災に関する情報や知識の普及が求められています。広く地域住民に対し、福祉的視点も踏まえた災害に対する意識の醸成と連携体制の強化が重要となります。
- また、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多発する中、学校や地域活動団体など、様々な機関・団体が協力し合い、日頃からの見守りや声かけを活性化させることで安全・安心な地域づくりを進めていくことが求められます。

施策の方向性

行政、関係機関、住民などがそれぞれの役割を果たし、安心・安全な地域となるよう、意識啓発に取り組むとともに、防犯・防災体制の整備を進めます。

■具体的な取り組み

11 | 災害時や緊急避難体制の充実【健康福祉課・総務課】

取り組み内容

- 避難行動要支援者名簿の作成・活用により、地域における避難行動要支援者を把握します。また、避難行動要支援者について、個別避難計画の作成に関する周知を図り、作成を進めます。
- 福祉避難所において、それぞれの特性に合った個別的な支援の推進を図ります。また、一般の避難所においても、要配慮者スペースの確保を行います。
- 緊急通報に支障のある聴覚障がいのある人、音声・言語機能障がいのある人などを対象に、消防署への緊急通報手段としてNet 119 を活用した緊急通報の周知を行い、利用を促進します。

12 | 防犯対策の強化【健康福祉課・総務課】

取り組み内容

- 障がいのある人や高齢者に対して、町広報紙や町ホームページ、すぐメールかわべやLINE等のSNSなどの多様な媒体を活用し、地域ぐるみの防犯活動の活性化に関する情報提供や啓発を行います。
- 地域で子どもを見守る防犯・交通安全活動を促進し、安全、安心なまちづくりを進めます。
- 高齢者の特殊詐欺被害の防止等に向けて、民生委員・児童委員や福祉委員、福寿会等と連携した見守り、声かけを促進します。

13 | 地域ぐるみの支援【健康福祉課・総務課】

取り組み内容

- 自治会などの近隣住民やボランティア、民生委員・児童委員に対しても、防犯や防災に関する情報の提供や講習会を行い、安全・安心な地域づくりに関する体制の強化を図ります。
- 地域の防災訓練等において、かわべ防災の会等と連携して高齢者や障がいのある人、若い世代などの多様な人の参加を促進します。
- 社会福祉協議会による「災害ボランティアセンター組織化事業」を促進し、災害時における地域でのリーダーを育成します。



「個別避難計画」とは

個別避難計画とは、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難するときどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のことです。令和3年（2021）5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

大規模災害時には、多くの高齢者や障がいのある人等が被害に遭われています。平時から、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするための対策が求められます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本施策 1 福祉サービスの充実

現状・課題

- 本町では、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各個別福祉計画に基づき各種福祉サービスの質・量の確保に努めています。
- 高齢者や精神障がい者、ひとり親家庭、核家族世帯で子育てに孤立感を感じている人など、福祉的な支援を必要とする人は増加傾向にある一方で、人口減少や高齢化の進行により担い手は減っていくことが見込まれます。各種福祉サービスにおいても、人材の確保は喫緊の課題となっています。
- 高齢者対象のアンケート調査で寄せられた声として、受けられるサービスの情報が得られにくい、自分（家族や介護者）が積極的に動いて調べないと分からないといった意見が挙げられており、支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、情報提供の充実が求められます。
- また、高齢者や障がいのある人、子どもの権利を守り、尊厳を保持していくためには、虐待対応も重要な事項です。虐待の防止、早期発見・早期対応に向けては、虐待に関する相談支援体制の充実はもとより、相談支援の基盤となる関係機関や関係者等の連携を強化していくことが必要です。

施策の方向性

多様な媒体を活用し、福祉サービス、制度などの周知に努めるとともに、サービスが十分に提供できるよう近隣市町と連携し、サービス提供体制の確保を行います。また、公的サービスだけでは解決できない福祉課題について、地域の支援ニーズに応じた助け合いの仕組みづくり等の創出を促進します。

■具体的な取り組み

14 | 子育て支援、障がい者（児）、高齢者福祉・介護保険の充実

【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

- 関連する個別計画に基づき、適切な福祉サービスの提供を行うとともに、福祉サービスの質の向上に努めます。
- 共生型サービスなど、個々の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう努めます。
- 福祉サービスの充実に向けて、国や県等と連携しながらサービス提供者の確保、育成に努めます。

15 | 日常的なことを支援するサービスの充実【健康福祉課】

取り組み内容

- 生活支援コーディネーターと社会福祉協議会が中心となり、地域の支援ニーズの把握や資源の掘り起こし、活動と支援者とのコーディネートなどを行い、日常的な福祉課題について支援できる体制づくりを進めます。
- 社会福祉協議会を中心に、公的なサービスでは対応できないちょっとした困りごとに対するサービスとして「ちょっとした手助けサポーター」や福祉用具貸出等の制度外サービス等を充実するとともに、サービスの周知啓発に努めます。

16 | 適切なサービス選択への支援【健康福祉課】

取り組み内容

- 各関係機関や相談支援機関において連携を強化し、利用者を必要な支援に適切にむすびつけられるよう情報共有を図ります。
- 町や福祉サービス提供事業所が提供する福祉サービスや、制度化されたもの以外のサービスなどについて情報収集し、『高齢者サービスガイドブック』として取りまとめ住民が情報共有できる仕組みづくりを推進します。
- 多様化する福祉サービスのなかから、自分に最も適したサービスを提供できるよう、パンフレット、インターネットなどを活用し、福祉サービス・制度の周知を図ります。

17 | 虐待防止体制の整備【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

- 虐待やDVを早期発見・予防できるよう、各相談機関窓口を充実します。
- 育児不安などによる児童虐待を防止するため、関係機関との情報共有など連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応のために子どもに関わる機関や地域に対して児童虐待防止活動の啓発を行います。
- 虐待について、地域住民や事業所等への周知・啓発を推進し、虐待の早期発見体制を確立します。また、通報を受けた場合は関係機関との連携による迅速な対応により、本人の安全の確保と被害の防止対策に努めます。
- 虐待に関する被害が発生した場合は関係機関等との連携のもと、各種対応マニュアル等に基づき、適切な保護・支援等を行います。

現状・課題

- 高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭だけでなく、ひきこもりや経済的な困難を抱える人、犯罪をした人など、多様な困難を抱える人が孤独・孤立感を感じることが増えています。
- 孤独・孤立は個人の問題ではなく社会全体で対応しなければならない問題であるとの認識のもと、令和6年（2024年）4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。本町においても、孤独・孤立を生まない地域にしていくため、誰かとつながることができるきっかけや居場所づくりが必要です。
- 本町では、高齢者を対象としたサロンや、自分のペースで過ごすことができる居場所を設置しています。また、子どもの居場所づくりとして子ども食堂や学習支援の取り組みも始まっています。
- 誰もが人と人とのつながりを持ち、支援が必要な場合は支援につなぐことができるよう、様々な居場所づくりを推進していく必要があります。

施策の方向性

孤独・孤立化を防ぐため、地域における多様な居場所づくりを推進します。また、支援が必要な場合、支援につなぐことができるよう連携体制の整備を進めます。

■具体的な取り組み

| 18 身近な居場所づくり【健康福祉課・教育支援課・生涯学習課】 | |
|-----------------------------------|--|
| 取り組み内容 | |
| ○ | やすらぎの家、児童館などの既存施設をはじめ、地域の様々な資源を活用した、身近に集まることのできる地域の活動拠点づくりを推進し、地域活動の活性化を図ります。 |
| ○ | 子どもの居場所として学習支援や子ども食堂等、居場所の支援につながる事業の支援を行います。 |
| 19 多様な居場所づくり【健康福祉課・教育支援課・生涯学習課】 | |
| 取り組み内容 | |
| ○ | ひきこもりや不登校児童生徒が集えるような居場所を設置し、悩みを相談でき、必要な場合は支援につなげることができるよう努めます。また、犯罪をした人の一時的な居場所の確保や相談できる場の提供に努めます。 |
| ○ | シルバー人材センターで高齢者が活躍できる場や居場所としての加入促進を図ります。 |
| ○ | 生涯学習の場やサロンなど幅広い居場所の提供に努めます。 |

現状・課題

- 年齢、性別、障がいの有無、人種などに関わらず、すべての人が自分の意思で社会参加を果たし、自己実現を図るためには、まち全体が誰にでも使いやすいようバリアフリー・ユニバーサルデザインを進めることが重要です。本町においても、施設の改修時等にバリアフリー、ユニバーサルデザインを順次、進めています。
- 令和3年（2021年）に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。しかし、障がい者対象のアンケート調査では、車いすマークの駐車スペースに障がい者以外の車が停めてあるといった意見が挙げられるなど、未だにハード、ソフト両面の様々なバリアが日常生活の中にあることが伺えます。
- 引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザインを進めるとともに、地域住民に対するバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する啓発を行い、「こころのバリアフリー」に関する浸透を図ることが重要です。

施策の方向性

「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、改修の際には必要な整備を行います。また、ハード面の整備だけでなく、地域住民に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインについて啓発することで、ハード・ソフト両面でバリアのない社会づくりを進めます。

■具体的な取り組み

20 | 人に優しい建築物や道路、公園などの公共空間の整備

【総務課・基盤整備課・生涯学習課・健康福祉課】

取り組み内容

- 庁舎、公民館などの公共建築物や道路、公園といったインフラ施設について、引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインを進めます。

21 | ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発と情報提供の推進

【健康福祉課】

取り組み内容

- 福祉モラル向上のための啓発活動を行うとともに、困っている人を見かけたら声をかけるなどの住民の福祉教育を行います。
- 住民が住居を新築、改築したりする際に、将来を見据えたバリアフリー・ユニバーサルデザインを進められるよう、啓発・情報提供を行います。
- 町内事業所に対して、合理的配慮の提供についての周知・啓発を行います。

基本目標 4 包括的な支援のための仕組みづくり

基本施策 1 相談窓口の充実

現状・課題

- 相談窓口は、様々な支援の最初の入り口になる場所であり、より多くの地域住民にとって開かれ、利用しやすいものとしていかなければなりません。本町においては、地域包括支援センター、こども家庭センター「ぷらっと」、障がい者基幹相談支援センターなどで対象ごとの相談を実施しているほか、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による相談活動など、様々な相談場所があります。
- しかし、高齢者対象のアンケート調査では、家族や友人・知人以外の相談相手として「そのようなひとはいない」が 36.1%と最も高く、相談窓口の利用にあたってはややハードルがあり、十分な利用に至っていないことが伺えます。
- また、近年では経済的に困窮する人・世帯も増加しており、本町における生活保護世帯数も増加傾向にあります。地域住民が悩みや困りごとを一人で抱え込むことがないよう、受け止める相談窓口のより一層の周知や適切なサービス・専門の支援機関に円滑につなげていけるような包括的な相談支援体制が求められます。

施策の方向性

住民の身近な地域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、町関係部局や社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。

■具体的な取り組み

22 | 相談内容に応じた適切な相談窓口の設置、相談体制の充実

【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

- 地域における障がい者の課題解決につなげるため、基幹相談支援センターを運営し、相談対応にあたります。
- 高齢者に関する相談については、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを周知するとともに、関係機関とのネットワークにより課題解決を図ります。
- 子育てに関する相談については、保健センターや子育て支援センター、こども家庭センターなどで保護者への相談支援体制を充実するとともに、相談しやすい環境を整備し、孤立化の防止など、課題解決を図ります。

○社会福祉協議会の行う地域総合相談事業などを支援、連携することで、弁護士による法律相談、障がい者相談員による相談、福祉・介護に関する相談など様々な生活課題に対応します。

○生活習慣病やメタボリックシンドロームの予防や改善、その他健康づくりに向けた相談支援を行います。

23 | 生活困窮者への支援【健康福祉課】

取り組み内容

○生活困窮者に対し、相談しやすい環境づくりに努め、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度を活用するなど適切な支援へつなげ自立を促進します。また、プランに基づき生活困窮者支援調整会議を実施し、個人のみならず、地域生活課題の解決に努めます。

○生活保護制度に基づく支援を県事務所福祉課や町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と実施し、自立を促進します。

○就労困難な社会的弱者に対して関係機関の協力を得ながら就労による経済的自立を目指します。

24 | 身近な地域における相談支援の充実【健康福祉課】

取り組み内容

○地域の身近な相談員である民生委員・児童委員に対して、研修会などの実施により、相談支援体制の充実を図ります。

○各関係機関との連携を図ることにより、きめ細やかな相談体制の整備を行います。

25 | 相談機関等の周知【健康福祉課】

取り組み内容

○相談機関、相談窓口を広報などで積極的に周知し、利用者を必要な相談窓口に円滑にむすびつけます。

26 | 関係部局との連携【全課】

取り組み内容

○複雑化、多様化する地域課題について福祉部局以外の関係する他部局や関係機関等との情報共有や連携会議等を実施し、属性にとらわれない、包括的な相談支援体制の整備を図ります。

○相談窓口や支援機関等につながりにくく、社会的な孤立状態のリスクを抱えている人や世帯に対し、アウトリーチによる相談支援を行う体制の整備に向けて検討を進めます。

現状・課題

- 近年、老老介護や8050問題、ヤングケアラー、ひきこもりなど高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとの対応では難しい、多様化、複雑化した課題が顕在化するようになっています。
- 国においてはこのような多様化、複雑化した課題に対応するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年（2021年）4月に施行されました。重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業ですが、様々な困難を抱える人や制度の狭間の問題を持つ人・世帯は本町においても増加することが見込まれ、実施に向けた検討を進めていく必要があります。
- また、重層的支援体制整備事業の実施にあたっての前段階として、関係機関・団体や福祉サービス提供事業等の様々な主体と連携しつつ、地域住民がスムーズに必要な支援につながるネットワークづくりが求められます。

施策の方向性

住民が主体的にまちづくりに参加し、行政、地域、福祉サービス提供事業所などが分野を超えて有機的に連携できるようなネットワークの構築を図ります。

地域福祉の中核として社会福祉協議会の活動を支援するとともに、より一層連携を強化し、地域福祉を推進します。

■具体的な取り組み

27 | 地域活動団体や福祉サービス提供事業所等の協働に向けた支援

【健康福祉課】

取り組み内容

- 地域活動団体と福祉サービス提供事業所等が相互に連携・協力できる場づくりや情報共有のための機会づくりを推進し、幅広い分野との連携を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、行政各課、社会福祉協議会、地域活動団体、福祉サービス提供事業所に情報提供を行い、体制づくりのための認識理解を深めます。

28 | 住民主体のまちづくりに向けた住民参画の促進【健康福祉課】

取り組み内容

- 町の計画策定過程や事業の情報提供・情報公開を積極的に行い、福祉のまちづくりへの住民の参加・参画に向け、周知・啓発を行います。
- 社会福祉協議会が実施する地区懇談会など、地域ごとの話し合いの機会を支援し、まちづくりへの関心を高めます。
- 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業や参加支援事業を、地域活動団体等との連携により実施し、多様な交流や居場所のある地域づくりを推進します。

29 | 社会福祉協議会との連携【全課】

取り組み内容

- 保健、福祉、町民生活や経済など多方面の福祉的な支援につながるよう社会福祉協議会との連携を強化します。

第5章 重層的支援体制整備事業

1 重層的支援体制整備事業の実施

事業の内容

本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来し、地域における支え合い機能の脆弱化や担い手不足が進む中で、地域コミュニティの再構築も視野に入れ、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実現する「重層的支援体制整備事業」の実施が必要となっています。

この事業を通じ、複雑化・複合化した地域課題や支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、一人ひとりが生きがいや地域のなかでの役割を持ち、互いを尊重しながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

施策の方向性

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、社会福祉協議会や庁内の関係各課などと連携を図り、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現を目指します。

■具体的な取り組み

| | |
|----------------------|---|
| 1 包括的相談支援事業に関する方向性 | |
| | 取り組み内容 |
| | ○8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、町と社会福祉協議会、関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。 |
| 2 参加支援に関する方向性 | |
| | 取り組み内容 |
| | ○制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような支援ができる体制を整備します。様々なニーズや希望、状況等に対応できるよう、地域の資源を活用したコーディネートやマッチングによる参加支援の方法を検討します。 |
| 3 地域づくりに関する方向性 | |
| | 取り組み内容 |
| | ○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図ります。段階的に、地域ケア会議等の他の会議体や組織等とも連携しながら、住民主体の地域福祉活動を促進します。 |

4 | アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する方向性

取り組み内容

○8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人等で、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人等を早期に発見し、適切な支援につなげるため、伴走型支援やアウトリーチ型の訪問支援等、きめ細かな支援のあり方について検討を進めます。

5 | 多機関協働事業に関する方向性

取り組み内容

○複雑化・複合化した支援ニーズを有し、支援関係機関の通常の連携体制による解決が困難なケースについて、支援関係機関からの要請を受け役割分担や支援の方向性の整理等、支援の調整について検討を進めます。

本町は、以下の体制で推進していきます。

| 機能 | 事業 | 担当 | 設置形態 |
|--|---------------|---|--------------------|
| 包括的相談支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号) | 地域包括支援センターの運営 | 健康福祉課 (地域包括支援センター) | 直営 |
| | 障がい者相談支援事業 | 健康福祉課 (障がい者基幹相談支援センター) | 直営 |
| | | 社会福祉協議会 | 委託 ※R7 年度より委託予定 |
| | 利用者支援事業 | こども家庭センター | 直営 |
| 参加支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号) | 生活困窮者への支援 | 健康福祉課 町・県社会福祉協議会 | 直営 |
| | 多様な居場所づくり | 健康福祉課 社会福祉協議会 | 直営 |
| 地域づくり事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号) | 一般介護予防事業 | 健康福祉課 (地域包括支援センター) | 直営 |
| | 生活支援体制整備事業 | 健康福祉課 (地域包括支援センター) | 直営 |
| | 地域活動支援センター事業 | 地域生活支援センター「ひびき」 相談支援事業所「かざぐるま」 地域生活支援センター「すいせい」 | 委託 |
| | 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センター | 委託 |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号) | 社会福祉協議会 | | 直営 |
| 多機関協働事業 (社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号) | 健康福祉課 | | 直営 |

■重層的支援体制整備事業の概要（イメージ）（※厚生労働省資料を参考に作成）



2 重層的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業を推進するために、以下の体制を整えます。

(1) 重層的支援会議

重層的支援会議は重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものです。案件ごとに構成メンバーを決定し、随時開催します。また、本人の同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

(2) 重層的支援調整会議

庁内関係課と社会福祉協議会が参加する重層的支援調整会議を開催し、各事業の実施状況等の確認及び評価と実施方法等の見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努めます。

(3) 庁内関係機関連携体制の構築

相談を受けた窓口では対応できない案件を適切な機関につなぐ体制を整備し、断らない相談支援を行うよう努めます。

第6章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方（以下「本人」という。）について、本人の権利を守る援助者を選任することで本人を法律的に支援する制度で、「自己決定の尊重」「身上保護の重視」「ノーマライゼーション」等を理念とした制度として、平成12年（2000年）4月から開始しました。

国では、平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」を施行し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、平成29年（2017年）3月に促進法第12条第1項の規定に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。これにより、市町村は国の基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。また、令和4年（2022年）3月に「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。本町においても、国の計画の方針を踏まえて取り組みを推進します。

■国の「第2期成年後見制度利用促進基本計画」における基本的な考え方

◆地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

- ①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ②成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤不正防止等の方策を推進すること

◆司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

2 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分とされる人の財産や権利を保護し支援する制度です。今後、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者も増加することが予想され、成年後見制度への需要が増大すると見込まれます。

3 現状と課題

(1) 後見等開始申立て件数

後見等開始申立て件数をみると、令和5年（2023年）で2件となっています。

■後見等開始申立て件数

| | 法定後見 | うち後見 | うち保佐 | うち補助 |
|-------|------|------|------|------|
| 平成30年 | | | | |
| 令和元年 | 1件 | 1件 | | |
| 令和2年 | | | | |
| 令和3年 | | | | |
| 令和4年 | 1件 | | 1件 | |
| 令和5年 | 2件 | 2件 | | |

資料：岐阜県地域福祉課調べ

(2) 町長申立て状況と助成事業

町長申立て状況と助成事業をみると、令和5年（2023年）で町長申立ては、高齢者、障がい者ともに1件となっています。

■町長申立て状況と助成事業

| | | 町長申立て | | 助成 | |
|--------|-------|-----------|-------------------------|---------|---------|
| | | 高齢者 | 障がい | 高齢者 | 障がい |
| 平成30年度 | 件数（件） | | | 1 | |
| | 金額（円） | | | 180,000 | |
| 令和元年度 | 件数（件） | | | 1 | |
| | 金額（円） | | | 216,000 | |
| 令和2年度 | 件数（件） | | | 1 | |
| | 金額（円） | | | 216,000 | |
| 令和3年度 | 件数（件） | | 1 | 1 | |
| | 金額（円） | | 診断書：3,300 印紙切手：8,500 | 216,000 | |
| 令和4年度 | 件数（件） | | | 1 | 1 |
| | 金額（円） | | | 242,000 | 201,917 |
| 令和5年度 | 件数（件） | 1 | 1 | 1 | |
| | 金額（円） | 診断書：5,500 | 診断書：3,384 印紙切手：7,700 | 264,000 | |

資料：川辺町健康福祉課

※令和5年度（2023年度）の町長申立（高齢者1件）の印紙切手等は令和6年度（2024年度）対応

(3) 川辺町・七宗町合同受任調整会議の状況

本町では、権利擁護の支援を必要とする方の成年後見制度やその他の制度の利用等について、法務関係者及び権利擁護の見識を有するもの（弁護士、司法書士、社会福祉士等）を交えて検討する会議「川辺町・七宗町合同受任調整会議」を令和4年度(2022年度)から実施しています。この会議を踏まえ、推薦すべき受任者の職種が明確となり家庭裁判所の審判に係る時間が短縮されています。

■合同受任調整会議開催回数及び町長申立てにつながった人数

| | 回数 | 町長申立てにつながった者 |
|----------------|----|--------------|
| 令和4年度 | 3回 | |
| 令和5年度 | 4回 | 2人 |
| 令和6年度(※12月末時点) | 0回 | |

資料：川辺町健康福祉課

(4) 成年後見利用に関する相談状況

成年後見利用に関する相談内容は以下の通りです。

■成年後見利用に関する相談内容（一部抜粋）

| 相談内容 |
|---|
| ・日常生活自立支援事業の利用の限界がきているため成年後見制度の利用にかえたい。 |
| ・独居のため金銭管理に不安を感じる。(親族からの相談) |
| ・高齢となり親族が対応できないようになり成年後見制度を検討したい。 |
| ・本人の判断能力が低下してきたので今後について相談したい。 |
| ・子どもの将来について相談したい。 |
| ・後見人となり得る親族がいない。 |
| ・判断能力の低下により本人が、各種申請、行政手続きができない。 |
| ・家族環境から家族の支援が受けられそうにない。 |
| ・認知機能の低下があり金融機関から成年後見制度の申し立てをすすめられた。 |
| ・親族申立てのための準備について知りたい。 |

資料：川辺町健康福祉課

<役場へ相談に行くよう勧めた関係者>

医師、医療相談員、金融機関、施設、保険会社、民生委員、社会福祉協議会等

(5) 日常生活自立支援事業の利用状況

日常生活自立支援事業の利用状況をみると、年々増加傾向にあり、令和5年度(2023年度)では19件となっています。

■日常生活自立支援事業の利用状況

| | 件数 |
|-------|-----|
| 令和元年度 | 8件 |
| 令和2年度 | 7件 |
| 令和3年度 | 11件 |
| 令和4年度 | 12件 |
| 令和5年度 | 19件 |

資料：川辺町社会福祉協議会

(6) 高齢者虐待相談状況

高齢者虐待への対応をみると、令和5年度(2023年度)ではコア会議2回、実人数4人、延人数5人となっています。

■高齢者虐待への対応

| | コア会議 | 実人数 | 延人数 |
|-------|------|-----|-----|
| 令和元年度 | 2回 | 3人 | 25人 |
| 令和2年度 | 1回 | 4人 | 9人 |
| 令和3年度 | 2回 | 4人 | 12人 |
| 令和4年度 | 0回 | 2人 | 3人 |
| 令和5年度 | 2回 | 4人 | 5人 |

資料：川辺町健康福祉課

※コア会議とは、虐待通告を受理した直後に対応検討する会議のこと。

(7) 障がい者虐待相談状況

令和6年12月末現在で相談実績はありません。

4 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

5 成年後見制度利用促進における取り組み

■具体的な取り組み

| |
|--|
| 1 権利擁護支援のための周知・啓発と早期発見【健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○各種情報媒体を活用し、住民、医療、福祉関係者に対する権利擁護支援に関する制度等の周知・啓発を進めます。 |
| ○社会福祉協議会や地域活動団体、民生委員・児童委員などとの連携・協働により支援が必要な人への情報の周知と早期発見を図ります。 |
| ○認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分ではない人の権利を守る成年後見制度の周知を強化します。 |
| 2 地域連携ネットワークの基盤整備【健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○中核機関（川辺町権利擁護支援センター）で、法律・福祉の専門職団体や関係機関、家庭裁判所等と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。 |
| ○地域包括支援センターや民生委員・児童委員と連携して、利用しやすい基盤整備を図るとともに、対象者把握や利用者支援を推進します。 |
| ○専門職団体や地域関係者と連携し、権利擁護における地域課題の解決に向けて検討・調整を行います。 |
| ○民生委員・児童委員、社会福祉協議会（県、町）、町関係課、介護・障がい者（児）等サービス事業者、町内事業者等の支援者との連携を強化します。 |
| ○早期の段階からの相談・対応体制の整備、ケース会議の開催、相談などを行います。 |
| ○意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制を構築します。 |
| 3 成年後見制度の利用支援【健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○健康福祉課が、権利擁護に係る相談窓口であることを周知し、健康福祉課内の中核機関（川辺町権利擁護支援センター）において成年後見制度に関する相談、申立てに関する手続き等の支援を行います。 |
| ○成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合、町長が申立てを行います。 |
| ○成年後見制度を利用する際に生じる費用の支払いが困難な方に対して、成年後見制度利用支援事業による費用の助成を行います。 |

○近隣市町村や関係機関と連携し、法人後見等も含めた地域の権利擁護体制の検討を行います。

4 | 日常生活自立支援事業の基盤整備【健康福祉課・社会福祉協議会】

取り組み内容

○福祉サービスの利用援助、金銭管理など、判断能力が十分でない人が、地域において自立して生活ができるための支援を行う、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、周知・啓発を図ります。

5 | 親族後見人への支援【健康福祉課】

取り組み内容

○岐阜県や近隣市町、関係機関等と連携し、親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備や適切な財産管理への支援、後見業務を学ぶ機会の提供等を行います。

6 | 法人後見への支援【健康福祉課】

取り組み内容

○近隣市町等との連携のもと、社会福祉協議会にて法人後見が実施できるよう体制について検討を進めます。

7 | 市民後見人への支援【健康福祉課】

取り組み内容

○岐阜県や近隣市町、関係機関等と連携し、市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人が安心して活動するための実施体制について検討を進めます。

8 | 人材の育成【健康福祉課】

取り組み内容

○権利擁護、成年後見制度利用促進に関する知識の習得のため、職員や関係者の研修参加を促します。

9 | 高齢者、児童、障がい者に対する虐待の予防と早期発見

【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

○虐待やDVを早期発見・予防できるよう、各相談機関窓口を充実します。

○育児不安などによる児童虐待を防止するため、関係機関との情報共有など連携強化を図り、児童虐待の早期発見、早期対応のために子どもに関わる機関や地域に対して児童虐待防止活動の啓発を行います。

10 | 高齢者、児童、障がい者に対する虐待の早期対応と支援

【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

○虐待について、地域住民や事業所等への周知・啓発を推進し、虐待の早期発見体制を確立します。また、通報を受けた場合は関係機関との連携による迅速な対応により、本人の安全の確保と被害の防止対策に努めます。

11 | 高齢者、児童、障がい者に対する虐待の介入と緊急対応

【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

○虐待に関する被害が発生した場合は関係機関等との連携のもと、各種対応マニュアル等に基づき、適切な保護・支援等を行います。

第7章 再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。

犯罪や非行をした人等の中には、貧困や厳しい成育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立させないような取り組みを推進していく必要があります。

国においては、令和5年（2023年）3月に「第2次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、岐阜県においては、令和5年（2023年）3月に「第2期岐阜県再犯防止推進計画」が策定されています。本町においても、これらの計画の方針を踏まえて取り組みを推進します。

■国の「第2次再犯防止推進計画」における5つの基本方針

- ①犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることのできるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ②犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

2 取り組みの方向性

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、再犯防止の推進に向けて様々な団体や関係機関と連携するとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

3 再犯防止における取り組み

■具体的な取り組み

| |
|---|
| 1 就労や住居の確保【産業環境課・基盤整備課】 |
| 取り組み内容 |
| ○関係機関等との連携のもと、犯罪をした人等の就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。 |
| 2 保健医療・福祉サービスの利用促進【健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○犯罪をした人等のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人等について、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。 |
| 3 地域と連携した取り組みの実施【生涯学習課】 |
| 取り組み内容 |
| ○地域住民やボランティア、学校関係者等でパトロールを行い、青少年の見守りを行うことで非行防止を図ります。 |
| 4 広報・啓発活動の推進等【住民課】 |
| 取り組み内容 |
| ○犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。 |
| ○再犯防止活動についての啓発を行い、町民の理解促進に努めます。 |
| 5 関係機関との連携の強化【住民課】 |
| 取り組み内容 |
| ○犯罪をした人等の社会復帰にあたっては、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員である「保護司」が民間のボランティアとして支援します。 |
| ○更生保護に携わる加茂保護区保護司会・加茂地区更生保護女性会の活動を支援します。 |
| ○地域において犯罪をした人の指導・支援にあたる保護司と連携し情報共有を図ります。また、国・県・関係機関等との連携を強化します。 |

第8章 自殺対策計画

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年（1998年）に年間3万人を超え、その後も高い水準で推移しています。このような現状を受け、国は平成18年（2006年）に自殺対策基本法を制定し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺でなくなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果をあげています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年（2016年）に自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されること等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが必要な支援を受けられるようすべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

これらの背景を踏まえ、本町でも「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

2 計画の数値目標

「自殺総合対策大綱」では、令和8年（2026年）までに平成27年（2015年）と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることとしていますが、本町では、年間自殺者数0人を町の目標に掲げます。

■評価指標

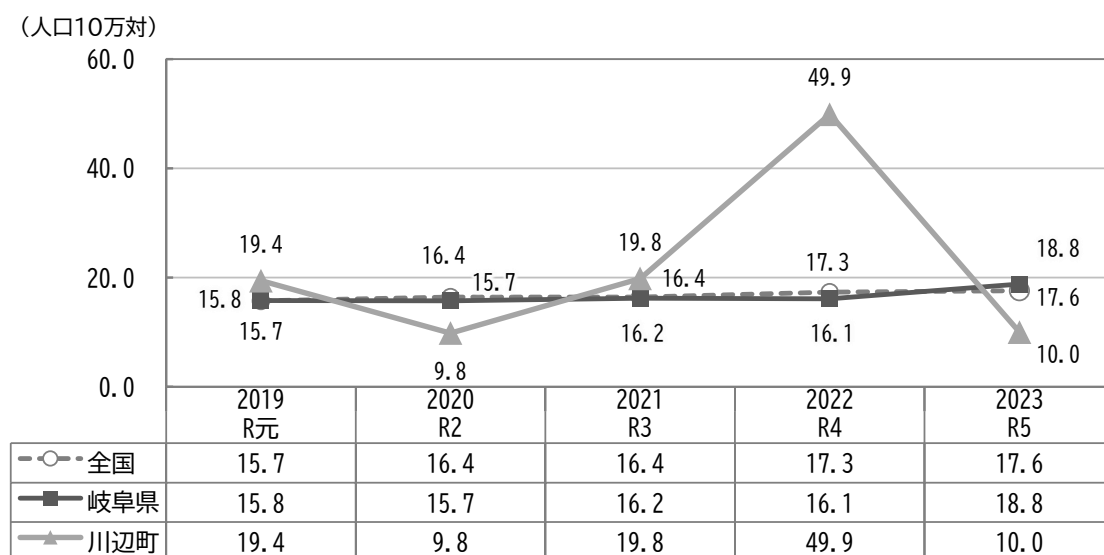
| | 現状値 | 目標値 |
|----------------|---------------|-------------------|
| | 令和元年～令和5年の平均値 | 令和7年～令和12年の平均値 |
| 自殺死亡率（人口10万人対） | 21.8 | 13.0 計画最終年には0 |
| 年間自殺者数※ | 2.2人 | 1.5人 計画最終年には0人 |

※自殺者数及び自殺死亡率算出の元となる統計は、警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）による。

3 川辺町における自殺の特徴

自殺死亡率の推移をみると、川辺町は令和4年（2022年）から減少し、令和5年（2023年）では10.0となっています。全国、岐阜県と比較すると令和5年（2023年）は低い水準となっています。

■自殺死亡率の推移（全国・岐阜県比較）



資料：（全国・川辺町）地域自殺実態プロフィール 2024
（岐阜県） 地域における自殺の基礎資料

本町の令和元年（2019年）から令和5年（2023年）までの自殺者数は合計11人（男性10人、女性1人）となっています。地域自殺実態プロフィールにおける分析によると、性別・年代別の特徴でみた主な自殺者の特徴は次の通りです。

■主な自殺者の特徴

| 自殺者の特性上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率* (人口10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|------------------|---------------|-------|--------------------|---------------------------------------|
| 1位:男性 40～59歳無職同居 | 3 | 27.3% | 933.6 | 失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺 |
| 2位:男性 60歳以上無職同居 | 3 | 27.3% | 68.3 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺 |
| 3位:男性 20～39歳有職同居 | 2 | 18.2% | 56.5 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位:男性 40～59歳有職同居 | 2 | 18.2% | 36.9 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 5位:女性 60歳以上無職同居 | 1 | 9.1% | 14.6 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |

資料：地域自殺実態プロフィール 2024

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。

4 これまでの取り組み評価

本町の自殺対策計画（令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））の各取り組みについて、関係各課に進捗状況を確認し、評価を行いました。評価結果は以下のとおりとなっています。

■基本施策の評価

| 計画における項目 | 担当課 | 評価内容 | 達成度 |
|--|----------------|--|------|
| 基本施策1 地域におけるネットワークの強化 | | | |
| 庁内におけるネットワークの推進 課長会議や課長補佐会議での取り組み状況の把握・評価。 | 全課 | ・各課の計画と取り組み状況が確認できた。 | 100% |
| 関係団体におけるネットワークの推進 民生児童委員、人権擁護委員等の会議の場での自殺対策の周知。 | 住民課 健康福祉課 | ・人権擁護委員は常に独自研修を受講し、日頃から関心が高く、広義での自殺対策ができています。 | 100% |
| 保健所・近隣市町村とのネットワークの強化 保健所主催の会議や精神分科会等への参加による関係構築の強化。 | 健康福祉課 | ・あらためて自殺総合対策大綱等を確認することができ、町の計画の方向性を検討することができた。 | 100% |
| 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 | | | |
| 本町職員の研修事業の推進 自殺対策に関する研修(ゲートキーパー研修も含む)の定期的実施。 | 総務課 健康福祉課 | ・職員の自殺対策の意識の普及ができた。 | 100% |
| 各関係団体における研修の推進 民生児童委員等への支援を行う人材育成のための研修の実施。 | 住民課 健康福祉課 | ・研修参加者が定例会で報告し、他の委員に情報共有できた。 | 80% |
| 基本施策3 住民への啓発と周知 | | | |
| 町広報紙等による情報発信 自殺予防週間や自殺対策強化月間等での町広報紙等による啓発、情報発信。 | 健康福祉課 企画課等 | ・広報により広く町民への啓発を行うことができた。 | 100% |
| 健康教育 睡眠やアルコール問題、うつ病などの早期発見・対応についての普及啓発の実施。 | 健康福祉課 | ・健康教育や健康診査等の場を活用し、普及啓発を実施することができた。 | 100% |
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援 | | | |
| 健康相談・妊婦健康相談 心身の健康上の相談に応じ、本人や家族への支援の推進。必要に応じた専門機関との連携。 | 健康福祉課 教育支援課 | ・ニーズにあった対応を行うことができた。 | 100% |
| 赤ちゃん訪問・乳幼児相談・各種健診 保護者を対象に保健師や管理栄養士が産後うつ・育児不安等の支援を実施。 | 健康福祉課 教育支援課 | ・対象者の状況に合わせて対応を行うことができた。 | 100% |

| 計画における項目 | 担当課 | 評価内容 | 達成度 |
|--|----------------|---|------|
| 基本施策4 生きることの促進要因への支援 | | | |
| 民生児童委員訪問事業 高齢者を中心とした自宅訪問を実施。相談・状況把握を行い必要に応じて支援機関と連携。 | 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 訪問や各活動において、支援が必要な場合は包括支援センターにつなげ、行政の支援や見守りにつなげることができた。 | 100% |
| 障がい児（者）への支援 障がい児（者）やその家族の相談を受け、各種制度の利用案内の実施。 | 教育支援課 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 対象者には途切れのない障がい福祉サービスを提供できた。 介護や保健、教育、県生活保護担当など関係機関の連携がとれた。 こども園とも連携を図るとともに、あそびの教室などを通じて支援が必要な子ども、保護者の早期対応につなげた。 | 100% |
| 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | | | |
| 小中学校いじめ防止基本方針の推進 小中学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止の推進。 | 教育支援課 | <ul style="list-style-type: none"> 月1回各小中学校からいじめ事案に関する報告を受け、いじめの早期発見早期対応のできる体制を構築した。報告を受けた事案によっては、必要に応じて連携を取って対策にあたった。 | 100% |
| 各学校での授業の推進 授業における「SOSの出し方に関する教育」の実施。 | 教育支援課 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による若者の自殺者の増加を踏まえ、スクールカウンセラー、保健師により全中学生を対象に教育ができた。 卒業後も地域には相談先があることを周知できた。 | 100% |

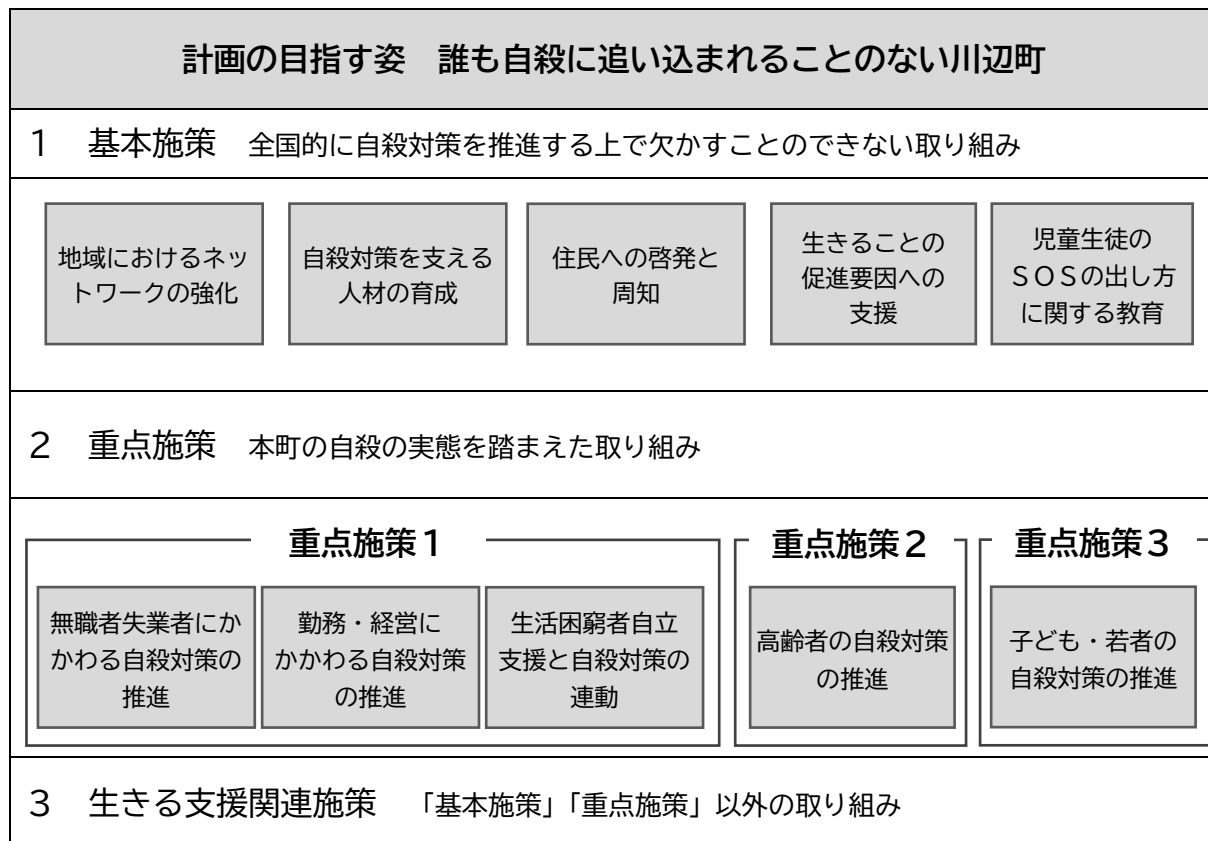
■重点施策・生きる支援関連施策の評価

| 計画における項目 | 担当課 | 評価内容 | 達成度 |
|--|-------|---|------|
| 重点施策 | | | |
| 心配ごと相談事業 民生児童委員と行政相談員による町民の困りごとの相談を実施。必要に応じて支援機関につなげる。 | 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 身近な相談場所として活用を図ることができた。 | 100% |
| 生活困窮者への支援 生活困窮者に対する相談を受け、必要に応じて県社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業や県事務所の生活保護申請につなげる。 | 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する相談を随時実施し、県社会福祉協議会の貸付事業、その他障害福祉制度の紹介など支援に結び付けた。 生活困窮者自立支援調整会議では、県事務所、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町関係課と連携し、生活困窮者の支援方法などを検討するとともに、情報共有を行うことができた。 | 100% |

| 計画における項目 | 担当課 | 評価内容 | 達成度 |
|---|-----------------|--|------|
| 重点施策 | | | |
| 徴収事務における関係部署(機関)との連携 滞納者に対する納税相談等を行い、必要に応じて関係部署等につなげる。 | 税務課 | ・県社会福祉協議会及び社会福祉協議会と連携して滞納者と折衝することができた。 | 100% |
| 町営住宅管理事務 町営住宅の賃借料等の経済状況から、健康福祉課及び社会福祉協議会等へつなげる。 | 基盤整備課 | ・県社会福祉協議会と健康福祉課による生活困窮者対策会議へ参加し情報共有ができた。 ・毎月の収納管理により入居者の状況把握と、相談において、担当者間の緊密な連絡調整を図ることができた。 | 100% |
| 食品リサイクル事業 【令和元年度～新規事業】 家庭内の未利用食品を集め、町社会福祉協議会を通じて貧困家庭等に配布する。(フードドライブ) | 産業環境課 | ・野菜だけでなく、果物や手作りパンなども配付した。 | 100% |
| 生きる支援関連施策 | | | |
| 町職員への支援 「支援者」となる町職員にストレスチェックを行う。 | 総務課 | ・職員、再任用、会計年度任用職員計196名が受検 | 100% |
| 安心安全まちづくり事業 青色回転灯車で町内を巡回する。犯罪被害者等支援条例の制定。 | 総務課 | ・夏休み期間中の夜間における犯罪、非行の防止、抑止に効果があった。 | 100% |
| 公園施設管理事務 公園管理人による巡回パトロールと監視。 | 基盤整備課 | ・通常の維持管理と定期点検等により適正な管理ができた。 | 100% |
| 地域包括支援センター運営事業 高齢者の総合相談・訪問・介護ケアマネジメント等の実施。 | 健康福祉課 | ・住民の相談内容に応じて適宜対応できた。また、介護保険制度等を活用することで高齢者の自立を支援につなげることができた。 | 100% |
| 公民館講座運営事業の実施 各種講座を運営し、学習機会の提供や支援。 | 生涯学習課 | ・計画どおり実施することができた。 | 100% |
| 子育て支援センター事業【委託】 乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、子育てにかかる相談の場の提供。 | 教育支援課 | ・コロナ5類移行後、方法を模索しながらイベントや相談対応を実施することができた。 | 100% |
| 保育等の実施 保護者懇談会(個別または学年別)による意見交換等の実施。連絡ノートによる育児相談の実施や就園前家庭を対象とした園庭開放による育児相談等の実施。 | 教育支援課 (こども園) | ・懇談、ケース検討会議を実施できた。しかし、家庭支援がかなり必要で困難さはあった。 | 80% |

5 自殺対策における取り組み

(1) 自殺対策の体系



(2) 基本施策

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのために、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本町では、町組織内や関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組めるようネットワークを強化します。

■具体的な取り組み

| |
|---|
| 1 庁内におけるネットワークの推進【全課】 |
| 取り組み内容 |
| ○年1回、課長会議にて各課の知見を活かし、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。 |
| 2 各関係団体におけるネットワークの推進【住民課・健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○年1回、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係団体の定例会等の一部の時間を活用して自殺対策の説明をする機会をつくり、ネットワークの推進を図ります。 |
| 3 保健所・近隣市町村とのネットワークの強化【健康福祉課】 |
| 取り組み内容 |
| ○保健所主催の会議や近隣市町村と行う精神保健分科会等に担当職員が出席し、日常的な相談支援と連携できるよう関係強化を図ります。 |

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の充実を図ります。

■具体的な取り組み

4 | 町職員への支援【総務課】

取り組み内容

- 「支援者」となる町職員の心理的な負担の程度を把握するためにストレスチェックを行い、メンタルヘルス不調のリスクやストレス要因の低減を行います。

5 | 町職員の研修事業の推進【総務課・健康福祉課】

取り組み内容

- 年1回、職員研修（研修センターまたは自庁研修）にて自殺対策に関する研修（ゲートキーパー研修を含む）の導入を検討します。

6 | 各関係団体における研修の推進【住民課・健康福祉課】

取り組み内容

- 「生きるための包括的な支援」を行う人材を育成するために、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係団体やボランティア団体に対して研修の参加を呼びかけます。

基本施策 3 住民への啓発と周知

自殺の問題は、誰もが当事者となりえる重大な問題であることについて住民の理解促進を図ります。

■具体的な取り組み

7 | 町広報紙等による情報発信【健康福祉課・企画課等】

取り組み内容

- 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町広報紙やすぐメールかわべ、図書館のスペース等を利用して、町民の理解促進と周知を図ります。

8 | 健康教育【健康福祉課】

取り組み内容

- 睡眠不足やアルコール問題、うつ病などの早期発見・対応についての普及啓発を行います。

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、生きることの包括的な支援を推進します。

■具体的な取り組み

9 | 健康相談・妊婦健康相談【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

○保健師が、心身の健康上の相談に応じ、本人や家族への支援を推進します。必要に応じて専門機関につなげます。

10 | 赤ちゃん訪問・乳児相談・各種健診【健康福祉課・教育支援課】

取り組み内容

○保護者を対象に、保健師や管理栄養士が産後うつ、育児不安等の支援を行います。

11 | 民生委員・児童委員訪問事業【健康福祉課】

取り組み内容

○民生委員・児童委員が高齢者を中心とした自宅訪問を実施し、相談を聞き、状況把握をしつつ、必要に応じて支援機関につなげます。

12 | 障がい児（者）への支援【健康福祉課】

取り組み内容

○障がい児（者）やその家族の相談を受け、必要に応じて各種制度の利用案内等を行います。

13 | 心配ごと相談事業【健康福祉課】

取り組み内容

○民生委員・児童委員と行政相談員が町民の困りごとの相談を受け、必要に応じて支援機関につなげます。

基本施策 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を展開していくために、自殺予防の知識を身につけるためのプログラムなど学校教育として位置づけ、実施します。

■具体的な取り組み

14 | 小中学校いじめ防止基本方針の推進【教育支援課】

取り組み内容

○本町の小中学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止を推進します。

15 | 各学校での授業の推進【教育支援課・健康福祉課】

取り組み内容

○「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施していくことを推進します。

(3) 重点施策

重点施策 1

無職者失業者、勤務・経営にかかわる自殺対策の推進 生活困窮者自立支援と自殺対策の連動

本町の自殺者の実態として最も多い無職者失業者や勤務・経営にかかわる自殺対策を推進するとともに、生活困窮者の自立支援を行い、貧困を要因とする自殺を防ぎます。

■具体的な取り組み

16 | 生活困窮者への支援【健康福祉課】

取り組み内容

- 生活困窮者の相談を受付け、必要に応じて県社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業や県事務所の生活保護申請につなげます。

17 | 徴収事務における関係部署（機関）との連携【税務課】

取り組み内容

- 滞納者の調査や納税相談等により生活状況を把握し、必要に応じて関係部署等につなげます。

18 | 町営住宅管理事務【基盤整備課】

取り組み内容

- 町営住宅の賃貸料等の滞納など経済的状況から、健康福祉課及び社会福祉協議会の相談窓口につなげます。

19 | 食品リサイクル事業【産業環境課】

取り組み内容

- 家庭内の未利用食品を集め、町社会福祉協議会を通じて貧困家庭等へ配付し、貧困家庭等への支援に努めます。

重点施策 2

高齢者の自殺対策の推進

高齢者の相談や訪問等を通じて、自殺対策を推進します。

■具体的な取り組み

20 | 地域包括支援センター運営事業【健康福祉課】

取り組み内容

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合相談・訪問・介護予防ケアマネジメントを行います。

重点施策 3 子ども・若者の自殺対策の推進

子育て家庭への支援や子どもを取り巻く環境を整備し、子ども・若者の自殺対策の推進を図ります。

■具体的な取り組み

21 | 子育て支援センター事業（委託）【教育支援課】

取り組み内容

○乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設けます。

22 | 保育等の実施【こども園】

取り組み内容

○保護者懇談会（個別または学年別）による意見交換や連絡ノートによる育児相談等を実施します。また、就園前家庭を対象とした園庭開放による育児相談等を実施します。

23 | こども家庭センターの運営【教育支援課】

取り組み内容

○妊娠期から、子どもとその家庭に関する総合相談及び支援事業の情報提供を行います。また、児童虐待の防止と要支援家庭への継続的な支援を行います。

（４）生きる支援関連施策

「基本施策」「重点施策」以外に下記の取り組みを展開します。

■具体的な取り組み

24 | 安心安全まちづくり事業【総務課】

取り組み内容

○青色回転灯車で公共施設や商業施設などを巡回します。また、犯罪被害者等支援条例を制定し、県犯罪被害者支援センター、警察等の関係機関と連携のうえ、犯罪被害者の精神的・経済的なフォローアップを図ります。

25 | 公民館講座運営事業の実施【生涯学習課】

取り組み内容

○各講座を運営し、学習機会の提供や支援を実施します。

26 | 公園施設管理事務【基盤整備課】

取り組み内容

○公園敷地内での自殺防止対策として、公園管理人による通常管理に併せ、巡回パトロールと監視を徹底します。

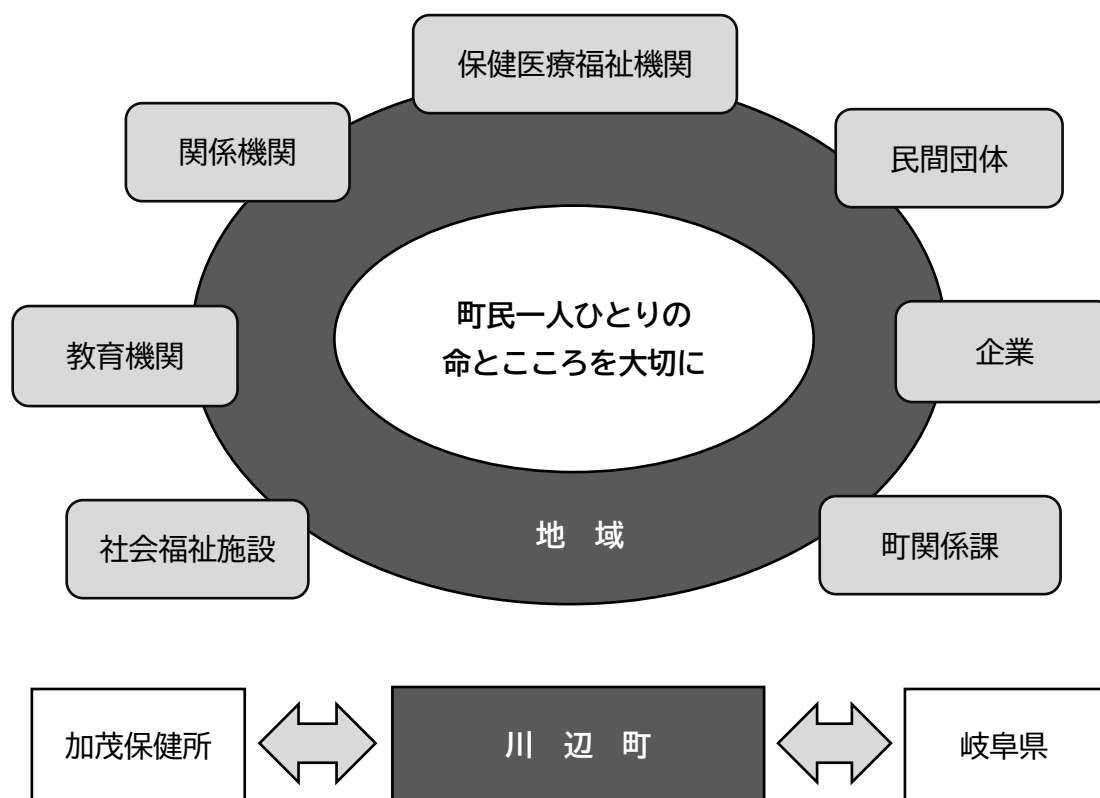
5 自殺対策計画の推進体制等

(1) 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取り組みを行えるよう、町ホームページなど多様な媒体を活用し、町民への周知を行います。

(2) 推進体制

本計画の推進にあたっては、町内関係課との連携を図るとともに、岐阜県、近隣自治体、町民、関係団体等との連携を図りながら、包括的な取り組みを推進します。



(3) 進行管理

自殺対策計画の進行管理は健康福祉課（精神保健福祉担当）が行います。

進行管理を行うにあたっては、課長会議を通じて各課の取り組み状況を把握し、進行管理に努めます。

第9章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進

地域福祉の充実は、自助、互助、共助、公助の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進めていくことが基本であり、それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たして協働していくことが、「地域共生社会」の実現につながります。

そのため、本計画の推進にあたっては、行政をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、その他関係機関・団体などがそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら地域福祉活動について取り組みを進めます。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、関連計画などを策定している町の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価できる機関を設置します。また、計画を適切に進行するためP D C Aサイクルを実施し、計画策定、取り組みの実施、評価、見直しを行います。

■P D C Aサイクルのイメージ

